

# 上下水道事業 地球温暖化対策実行計画

伊賀市上下水道部

2025（令和7）年10月





■ ゆめが丘浄水場



## 1. はじめに

### 1-1 地球温暖化問題

私たち人類は、産業革命以降、化石燃料をエネルギーとして利用することで社会・経済が大きく発展し、様々な面において豊かさを享受してきました。しかし、化石燃料を利用し続けてきた結果、大気中の二酸化炭素濃度が増加しました。

また、世界を見渡せば農地確保のために二酸化炭素を吸収するとされる森林を伐採し面積を減少させています。このことも温室効果ガス濃度の増加の要因の一つとなっています。

さらに、私たち人類は、生活をより便利にするため、冷媒等に利用するため化学物質の一つである特定フロンを製造していました。しかし特定フロンは、オゾン層を破壊する物質であることが判明したため、オゾン層を破壊しない代替フロンを製造し使用されるようになりました。この代替フロンには、温室効果があり、地球温暖化に影響を与えています。

このように私たち人類が様々な面で豊かさを享受してきた一方で、大気中の二酸化炭素やフロン類などの温室効果ガス濃度が増加したことから地球温暖化が顕在化してきました。

近年、地球温暖化の影響で、海面水位の上昇、異常気象発生頻度の増加、生物多様性の喪失、農業生産や水資源への影響、マラリアをはじめとした熱帯性感染症の発生数の増加などさまざまな現象が起っています。

こうした地球温暖化に対処するため、国際的な対応は 1990 年代から始まっています。

1992（平成 4）年に大気中の温室効果ガス濃度を安定化させることを目的として「国連気候変動枠組条約」が採択されました。また、1997（平成 9）年に京都で開催された条約の第 3 回締約国会議（COP3）では「京都議定書」が採択され、先進国の温室効果ガス排出量の削減目標について法的拘束力をもつ数値目標が定められました。これを受けて、日本国内でも 1998（平成 10）年に「地球温暖化対策推進法」（以下「温対法」という）が制定されています。

国際連合環境計画と世界気象機関の共同で設立された気候変動に関する政府間パネル（以下「IPCC」という）が 2014（平成 26）年に取りまとめた「第 5 次評価報告書統合報告書」では、“地球の温暖化については疑う余地がない”、“人間活動による影響が 20 世紀半ば以降に観測された温暖化の原因である可能性が極めて高い（95%）”と評価され、“このまま新たな地球温暖化対策をとらずに人類が活動を続けると、2100 年には気温は最大で 4℃上昇する。”と予測しています。

2015（平成 27）年 11 月から 12 月にかけて、フランス・パリで開催された第 21 回締約国会議（COP21）で「パリ協定」が採択され、「世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して 2℃より十分に低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する。」という世界共通の新たな目標が定められました。このパリ協定では非附属書Ⅱ国（いわゆる途上国）を含め温室効果ガス排出量削減の数値目標の提出や削減義務付けられました。

その後、第 48 回 IPCC 総会（2018（平成 30）年 10 月 1～6 日、韓国・仁川）では、IPCC「1.5℃特別報告書」の政策決定者向け要約が承認されるとともに、「特別報告書」が発表されています。

さらに、2021（令和 3）年 10 月にイギリスのグラスゴーにおいて開催された第 26 回締約国会議（COP26）でも世界の温度上昇を産業革命前と比べ 2℃未満とし、1.5℃に抑える努力をすることで意見が一致しています。

2023（令和 5）年 3 月には IPCC が「第 6 次評価報告書 統合報告書」をとりまとめ、その報告

書では、“2021（令和3）年10月までに発表された「国が決定する貢献（NDCs）」によって示唆される2030（令和12）年の世界全体の温室効果ガス（GHG）排出量では、温暖化が21世紀の間に1.5℃を超える可能性が高く、温暖化を2℃より低く抑えることが更に困難になる可能性が高い。”ことが報告されています。世界の平均気温上昇を1.5℃に抑えるためには、世界的な削減目標として2019（平成31）年の排出水準から、2035（令和17）年にGHG60%、CO<sub>2</sub>65%、2040（令和22）年にGHG69%、CO<sub>2</sub>80%、2050（令和32）年にGHG84%、CO<sub>2</sub>99%とする新たな提言が出されました。

日本国内では、2021（令和3）年4月22日に開かれた閣僚が参加する地球温暖化対策推進本部において、日本国内の2030（令和12）年度における温室効果ガス削減目標を引き上げることが決められ、その際、当時の菅義偉首相は、「2030（令和12）年度の排出量を2013（平成25）年度比で46%削減すること」と同時に「50%（削減）の高みに向けて挑戦を続ける」とコメントしました。

そして、2021（令和3）年5月26日には、温対法が自治体に対しても再生可能エネルギーの導入目標の設定を義務づけ、地域の脱炭素化の動きを加速化させることなどを目的として改正されました。

また、同年10月に菅義偉首相が、国会の所信表明演説で「2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロ（カーボンニュートラル）」とすることを宣言しました。

さらに、2025（令和7）年2月18日に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、“我が国の目標として、2030（令和12）年度において、温室効果ガスを2013（平成25）年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035（令和17）年度、2040（令和22）年度において、温室効果ガスを2013（平成25）年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す。”ことが示されました。

三重県では、2019（令和元）年12月に、2050（令和32）年度までに、県域から温室効果ガスの排出実質ゼロを目指す「ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を宣言し、県が率先して地球温暖化対策に取り組む決意を表明しました。そして、2021（令和3）年3月には、現在及び将来の気候変動の影響による被害を防止、軽減するため、県の特性に応じた新たな適応策を盛り込んだ「三重県地球温暖化対策総合計画～未来のために今、私たちができること～」を策定しました。

なお、国が2021（令和3）年度に「地球温暖化対策計画」を改定したことをふまえて、三重県では、温室効果ガスの削減目標の見直しと取組を強化するため、2023（令和5）年度に前述の「三重県地球温暖化対策総合計画」を改定しています。

伊賀市では、「温対法」第21条1項に基づき「伊賀市地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの削減に取り組んでいます。そのため、上下水道部においても、本計画を策定し、温室効果ガス排出量の削減（緩和）や、既に顕在化する気候変動の影響への適応に取り組んでいくことといたします。

## 2. 上下水道部のこれまでの取組

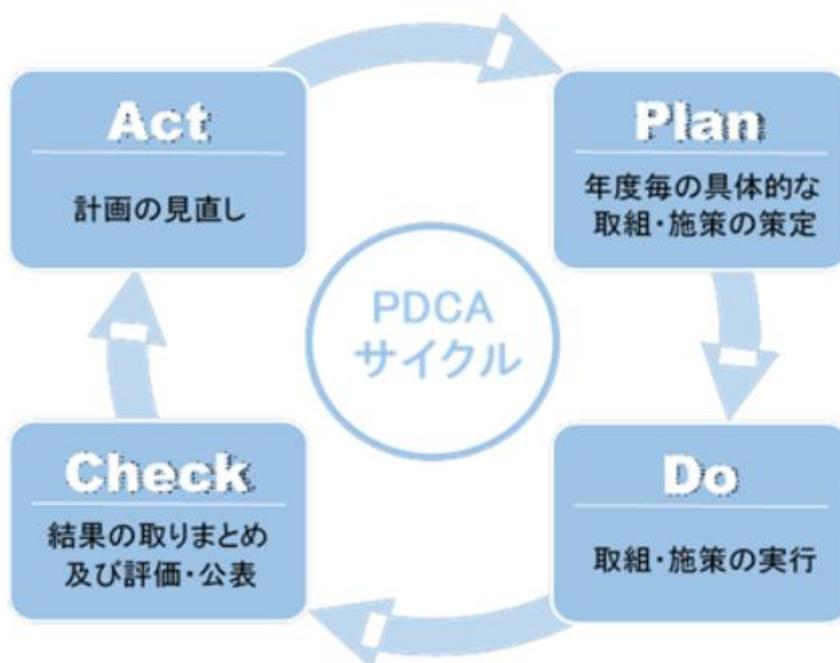
上下水道部は、これまで「地球温暖化対策実行計画」等を策定し、具体的に削減目標を決め、温室効果ガスを削減するという取組は行っていませんでしたが、伊賀市全体で取り組む「伊賀市 EMS」や「水道事業基本計画」に基づいて電力使用量の削減やエコドライブの実施に努めてきました。

(参考) 伊賀市 EMS [公開日/更新日：2024 (令和 6) 年 12 月 13 日]

環境マネジメントシステムとは

環境マネジメントシステム (Environmental Management System : EMS) は、環境に関する取り組みをマネジメント (管理) しようとする仕組みのことで、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Act) のサイクルを継続することです。環境マネジメントシステムを適切に運用することにより、環境保全の計画的・体系的な実行が可能となります。

組織として環境保全活動の一層の推進を図るため、環境目標を定め、定期的な見直しを行い、継続的改善を図ります。



### 3. 本計画の取組み

#### 3-1 本計画の目的

本計画は、「温対法」第 21 条第 1 項に基づき策定されるものであり、上下水道部の行う事務・事業に関し、自ら事業者・消費者として温室効果ガスの排出量の削減に関する取組みを行うことにより、地球温暖化対策推進を図ることを目的とします。

#### 3-2 本計画の対象

- (1) 本計画の対象とする事務・事業の範囲

上下水道部の行う全ての事務・事業とします。

- (2) 本計画の対象とする組織・施設の範囲

上下水道部が所有する全ての施設を対象とし、以下に示す範囲とします。

- ①伊賀市上下水道部 庁舎

三重県伊賀市ゆめが丘七丁目 4 番地の 4

- ②各水道関連事業施設

- ③各下水道関連事業施設

なお、上下水道部の施設が新設された場合には、改めて計画の対象とします。

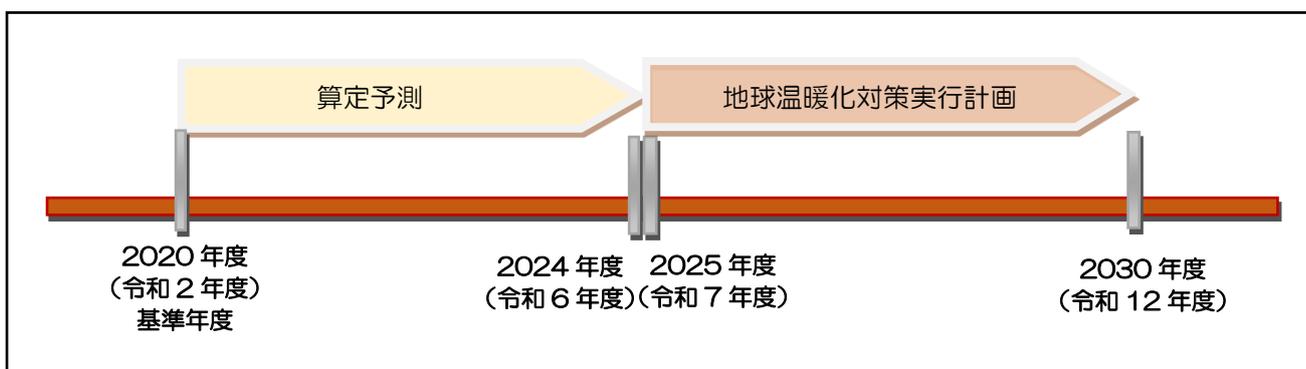
#### 3-3 本計画の期間と基準年度

- (1) 本計画の期間

本計画の期間は、2025（令和 7）年度から 2030（令和 12）年度までの 6 年間とします。

- (2) 基準年度

「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル 詳細版（旧・本編）Ver.2.0（令和 7 年 3 月 環境省）4.事務事業編の Plan 4-3-2.「温室効果ガス排出量」削減目標の設定の進め方 <（1）期待される目標水準の検討> ②按分でもとめた年間削減率のみを元に削減目標を算出することが記載されています。上下水道部の施設に大きな変更がなく、また、温室効果ガス排出量が確実に把握できる 2020（令和 2）年度を基準年度とします。



■ 計画のスケジュール

### 3-4 本計画の対象となる温室効果ガス

温対法第2条第3項では、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)、及び三フッ化窒素(NF<sub>3</sub>)を温室効果ガスとすると定められています。

本計画では、上下水道部が行う事務・事業において排出される可能性が無いパーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)、及び三フッ化窒素(NF<sub>3</sub>)を除く、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)を算定の対象とします。

算定の対象となる温室効果ガス

二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)  
メタン(CH<sub>4</sub>)  
一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)  
ハイドロフルオロカーボン(HFC)

なお、今回の計画策定時に算定除外となった温室効果ガスについても、今後排出が確認された場合には、本計画に反映します。

本計画で算定の対象となる温室効果ガスとその一般的な発生状況(利用状況)を以下に示します。

#### ■ 温室効果ガス、発生状況(利用状況)・地球温暖化係数

温室効果ガス	発生状況 (利用状況)	地球温暖化係数 <sup>注1</sup> (二酸化炭素を1とする)
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	人為的発生源としては、主に石油・石炭などの化石燃料の燃焼、電力の使用による間接的な排出があり、産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全体の9割以上を占めているといわれている。	1
メタン (CH <sub>4</sub> )	湿地等から自然発生するが、農業やごみ処理あるいは化石燃料の使用による人為的発生もある。人為的発生源としては、稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分を占めるといわれている。	25
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	海洋や土壌から多く発生するが、燃料の燃焼や硝酸の製造、窒素肥料の使用などの工業プロセスや農業からの人為的発生もある。人為的発生源としては、燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めるといわれている。	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用される。パーフルオロカーボンは、オゾン層の破壊性がないため、「代替フロン」として使用されている。	1,430 <sup>注2</sup>

注1：地球温暖化係数：温室効果ガスのうち、ある気体が大気中で100年間にわたって及ぼす温室効果の強さを二酸化炭素との比で表した値です。GWP(global warming potential)。

注2：ハイドロフルオロカーボン(HFC)の地球温暖化係数は、カーエアコンで主に使用される1,1,1,2-テトラフルオロエタン(HFC-134A)の数値を記載しました。

### 3-5 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定にあたっては「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（旧 温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン）Ver.2.0」（2025（令和7）年3月 環境省）」に準拠して行います。

それぞれの温室効果ガスの算定方法は、「温室効果ガスの算定方法」の項に示します。

### 3-6 温室効果ガス総排出量

温室効果ガス総排出量は、温対法第2条第5項に定められているとおり、温室効果ガスの物質ごとに温対法施行令で定める方法により算定される排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じ、それらを合算することにより算定します。

なお、カーエアコンに封入されるハイドロフルオロカーボン（HFC）の種類は、1,1,1,2-テトラフルオロエタン（HFC-134a）が代表的な化合物です。本計画の算定においては、このHFC-134aの地球温暖化係数より温室効果ガス排出量を算定しています。

### 3-7 本計画の基礎データ

本計画の温室効果ガス排出量の削減目標を設定するため、2020（令和 2）年度を基準年度とし、2020（令和 2）年度から 2024（令和 6）年度の 5 年間における、上下水道部が実施する事務事業での温室効果ガス排出量を算定し、計画の基礎データとします。

2020（令和 2）年度から 2024（令和 6）年度についての温室効果ガス排出量は以下のとおりです。

#### ■ 温室効果ガス排出量（総排出量）

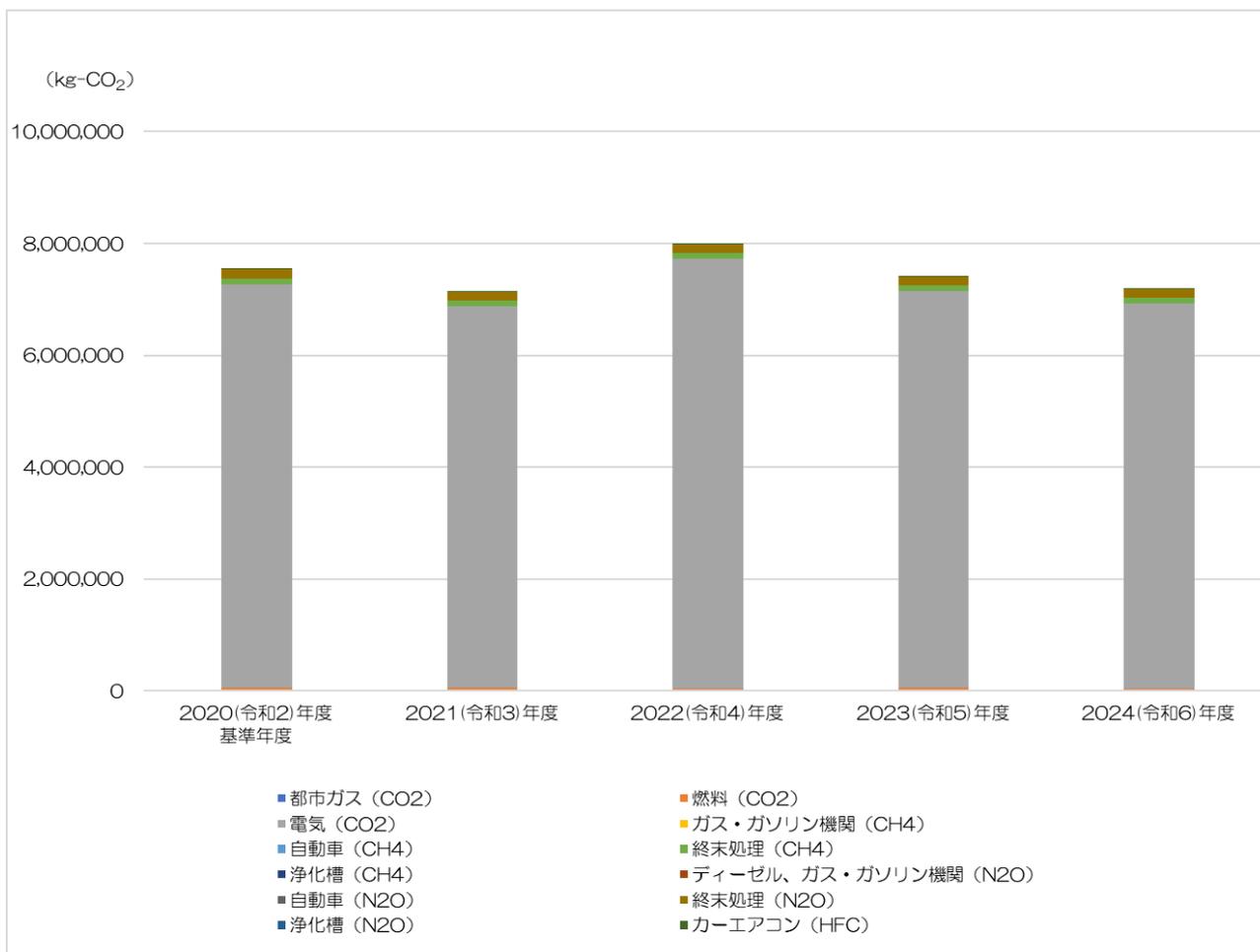
（単位：kg-CO<sub>2</sub>）

項目	活動区分	温室効果ガスの種類	2020 (令和2) 年度 基準年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度
都市ガス	第1号イ	CO <sub>2</sub>	10.8	8.6	8.6	2.3	38.8
燃料	第1号ロ	CO <sub>2</sub>	54,559.7	46,506.9	42,028.8	43,319.5	34,316.4
電気	第1号ハ	CO <sub>2</sub>	7,218,133.2	6,829,782.3	7,691,597.6	7,110,006.4	6,900,571.8
ガス・ガソリン機関	第2号ロ、タ	CH <sub>4</sub>	48.1	8.5	5.8	45.3	15.8
自動車	第2号ニ	CH <sub>4</sub>	103.2	87.1	83.2	84.7	71.9
終末処理	第2号ヲ	CH <sub>4</sub>	93,915.8	94,684.1	92,550.2	89,722.9	87,914.5
浄化槽	第2号ワ	CH <sub>4</sub>	2,065.0	2,065.0	2,065.0	2,065.0	2,065.0
ディーゼル、ガス・ガソリン機関	第3号ロ、ハ	N <sub>2</sub> O	5.2	0.9	0.6	4.9	1.7
自動車	第3号ホ	N <sub>2</sub> O	1,974.7	1,666.3	1,603.8	1,635.9	1,362.4
終末処理	第3号ツ	N <sub>2</sub> O	161,608.3	162,930.5	159,258.4	154,393.3	151,281.4
浄化槽	第3号カ	N <sub>2</sub> O	761.9	761.9	761.9	761.9	761.9
カーエアコン	第4号イ	HFC	253.5	240.5	227.5	234.0	221.0
温室効果ガス総排出量	-	-	7,533,439.4	7,138,742.7	7,990,191.4	7,402,276.2	7,178,622.6

1：基準年度は、2020(令和2)年度。

注2：算定値は、全て二酸化炭素に換算した値。

次に 2020（令和 2）年度（基準年度）から 2024（令和 6）年度の温室効果ガス総排出量と活動ごとの排出量を下図に示します。



■ 2020（令和2）年度（基準年度）から2024（令和6）年度の温室効果ガス総排出量と活動ごとの排出量

さらに、各活動の温室効果ガスの排出割合を下表に示します。

■ 各活動の温室効果ガスの排出割合 (単位：%)

項目	都市ガス	燃料	電気	ガス・ガソリン機関	自動車	終末処理	浄化槽	ディーゼル、ガス・ガソリン機関	自動車	終末処理	浄化槽	カーエアコン	温室効果ガス総排出量
ガスの種類	CO <sub>2</sub>			CH <sub>4</sub>				N <sub>2</sub> O				HFC	-
2020(令和2)年度 基準年度	0.0	0.7	95.8	0.0	0.0	1.2	0.0	0.0	0.0	2.1	0.0	0.0	100
2021(令和3)年度	0.0	0.7	95.7	0.0	0.0	1.3	0.0	0.0	0.0	2.3	0.0	0.0	100
2022(令和4)年度	0.0	0.5	96.3	0.0	0.0	1.2	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	100
2023(令和5)年度	0.0	0.6	96.1	0.0	0.0	1.2	0.0	0.0	0.0	2.1	0.0	0.0	100
2024(令和6)年度	0.0	0.5	96.1	0.0	0.0	1.2	0.0	0.0	0.0	2.1	0.0	0.0	100

注1：0.1%未満については、0.0と表記しています。

注2：四捨五入の関係から、合計が100%とされない場合があります。

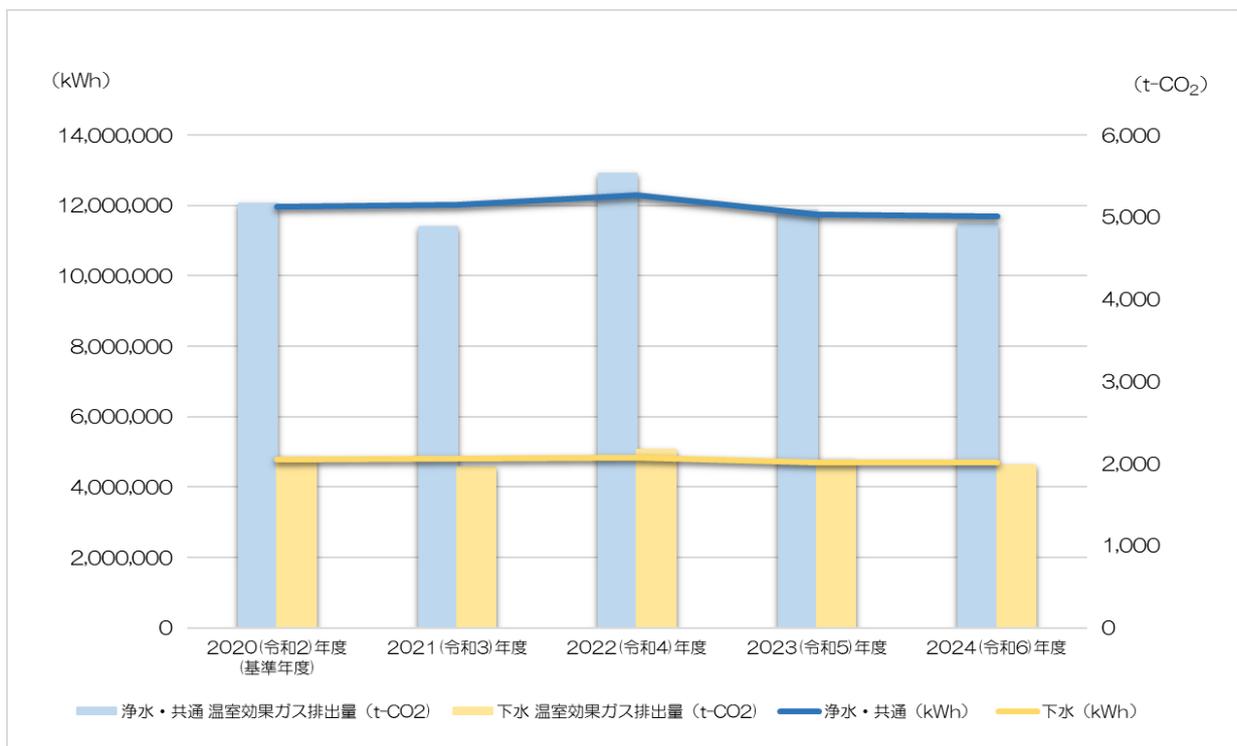
このことから、上下水道部の温室効果ガス総排出量は、年度ごとに変動はあるものの、2020（令和2）年度（基準年度）から2024（令和6）年度については、やや減少傾向となっています。

温室効果ガスが排出される活動では、2020（令和2）年度（基準年度）から2024（令和6）年度の全ての期間で「他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量」の割合が、温室効果ガス総排出量に占める割合の95%以上と非常に高くなっています。

「他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量」以外の活動では、「施設（終末処理場及びし尿処理施設）における下水等の処理に伴う一酸化二窒素の排出量」、「施設（終末処理場及びし尿処理施設）における下水等の処理に伴うメタンの排出量」の順に温室効果ガスの排出割合が高くなっています。

上下水道部には、飲料水を供給する浄水部門と生活排水の処理を行う下水部門があります。温室効果ガスの排出量の割合が一番高い、「他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量」について、部門別の電気の使用量と電気の使用に伴う二酸化炭素（温室効果ガス）排出量を以下に示しました。

なお、ゆめが丘浄水場（事務棟）の電力使用量は、共通として浄水部門に含めています。



■ 部門別の電気使用量と電気の使用に伴う二酸化炭素（温室効果ガス）の排出量

浄水部門と下水部門のそれぞれの電気の使用量は、基準年度である2020（令和2）年度と比較すると2024（令和6）年度でわずかに減少しています。なお、浄水・共通部門は、下水部門の約3倍の電気の使用量と二酸化炭素（温室効果ガス）排出量となっています。

なお、各年度の温室効果ガスの排出量は、電気の使用量その他、温室効果ガス算定で際に使用する各年度の各電力会社の排出係数に影響されます。各年度の電気の使用量と温室効果ガス排出量が一定の関係にないのはこのような理由です。

### 3-8 太陽光発電による自家発電

上下水道部では、ゆめが丘浄水場に太陽光パネルを設置し、太陽光発電を行っています。発電した電力は、所内で使用する設備等に供給し使用しており「他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量」の削減に寄与しています。

以下に過去5年間の太陽光パネルによる発電量を示しました。

太陽光発電は、天候やパワーコンディショナーの容量に影響されますが、過去5年間の最小発電量は、2021（令和3）年度の165,252.3kwh/年、最大発電量は、2022（令和4）年度の171,231.5kwh/年、過去5年間の平均発電量は、168,626.9kwh/年となっています。

#### ■ 太陽光パネルによる発電量

施設名	単位	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	過去5年間 平均
ゆめが丘 浄水場	kWh/年	168,840.3	165,252.3	171,231.5	170,034.6	167,775.7	168,626.9

※発電量は、パワーコンディショナー出力電力量の値



■ ゆめが丘浄水場 太陽光パネルの状況

## 4. 目標

### 4-1 気候変動への適応

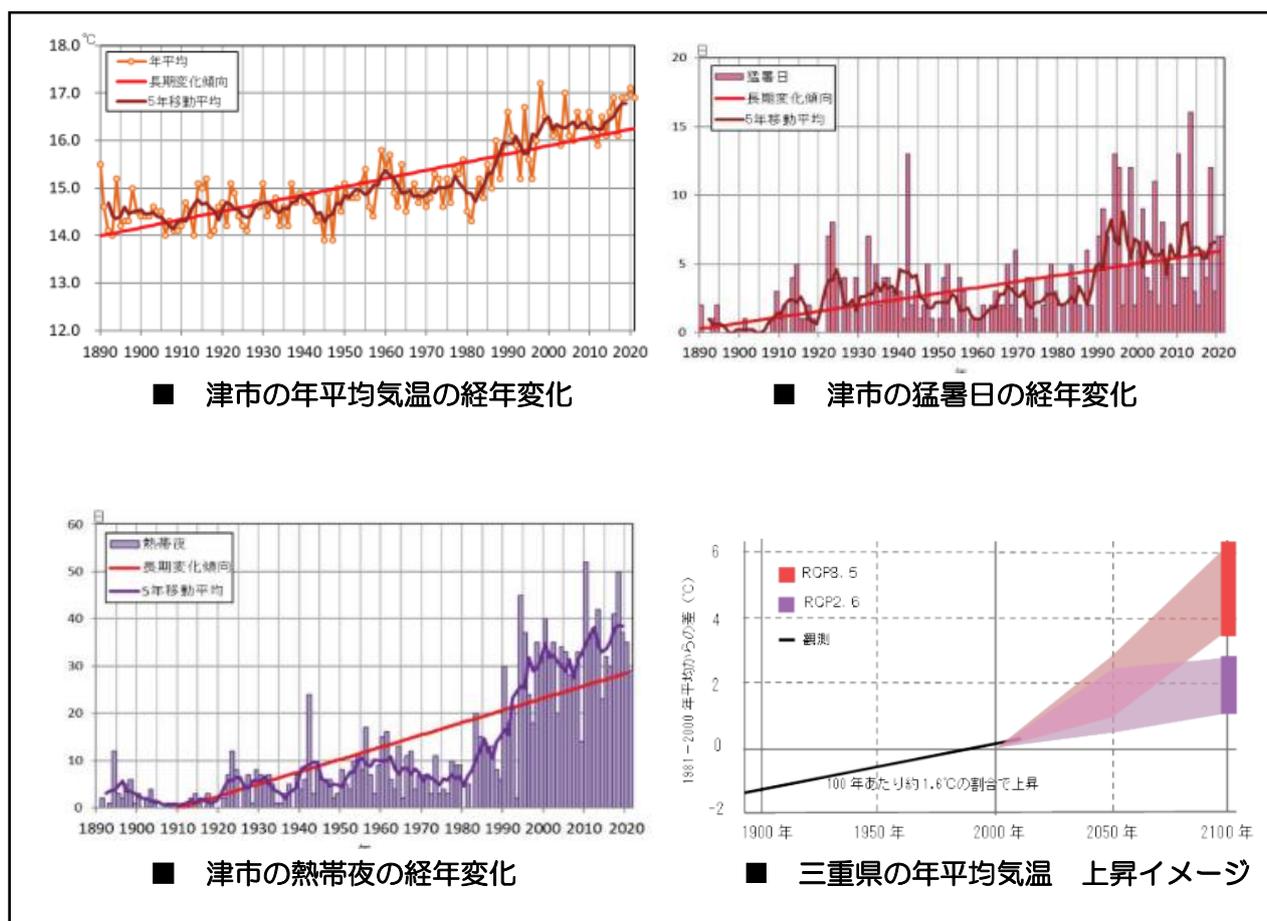
※本項は、「IPCC 第6次評価報告書 統合報告書」、及び「三重県地球温暖化対策総合計画」（三重県）（令和5年3月改定）を引用しています。

地球の温暖化は既に顕在化しており、世界中全ての地域に影響を与えています。「IPCC 第6次評価報告書 統合報告書」では、「大気、海洋、雪氷圏、及び生物圏に広範かつ急速な変化が起こっています。人為的な気候変動は、既に世界中の全ての地域において多くの気象と気候の極端現象に影響を及ぼしています。このことは、自然と人々に対し広範な悪影響、及び関連する損失と損害をもたらしている。」と報告されています。

そのため、国内においても気候変動による影響と考えられる自然災害、農林水産業への被害など、さまざまな影響が顕在化しています。この気候変動は、長期にわたり私たちに影響を及ぼすことも考えられることから、この変化に適応していく必要があります。

本計画は、気候変動の緩和のため温室効果ガス排出削減措置を計画し実行していくことを目的としていますが、地球温暖化が、今後さらに進んだ場合には、上下水道部において「気候変動適応計画」の策定についても検討します。

以下に県内で地球温暖化が進行していることを示す資料を記載しました。



出典：「三重県地球温暖化対策総合計画」（三重県）（令和5年3月改定）

将来の気候を予測する「環境省環境研究総合推進費 S-8 温暖化影響評価・適応対策に関する総合的研究」によると、2081～2100年の県の年平均気温は、厳しい温室効果ガスの排出削減努力を行わない場合（RCP8.5 シナリオ）には1981（昭和56）年～2000（平成12）年と比べて3.5～6.4℃上昇します。一方、厳しく温室効果ガスの排出削減努力を行った場合（RCP2.6 シナリオ）でも、1981（昭和56）年～2000（平成12）年と比べて1.0～2.8℃の上昇が予測されています。

その気候変動がもたらす水環境・水資源への影響ですが、全国の公共用水域（河川・湖沼・海域）における過去約30年間（1981（昭和56）年～2007（平成19）年）の水温変化は、夏季、冬季ともに上昇傾向になっており、伊勢湾においても表層海水温度が上昇傾向にあることが確認されています。

海域での水温上昇による貧酸素塊の拡大と長期化、海面上昇による沿岸域の塩水遡上域の拡大、海洋酸性化などが予測されています。

降水については、県内でも短時間あたりの降水量の増加が予想されています。この影響によって土砂等の流出量が増加し、河川・湖沼・ダム湖では濁度が上昇し、河川を通じて流出する海岸漂着ごみ等の増加が予測されています。

浄水関連で将来生じる影響については、河川・湖沼・ダム湖では、水温上昇による溶存酸素量の低下、有機物分解反応や硝化反応の促進、植物プランクトンの増加による異臭味の増加と富栄養化の進行が予測されています（下表）。

■ 三重県（青蓮寺ダム）における将来のクロロフィル a 濃度

気候モデル	シナリオ	年最高 chl-a (µg/L)			年平均 chl-a (µg/L)		
		1980～1999年	2031～2050年	2081～2100年	1980～1999年	2031～2050年	2081～2100年
MIROC5	RCP2.6	33	38	38	10	11	11
	RCP8.5	33	40	49	10	12	14

注1:クロロフィル a (chl-a) とは、代表的なクロロフィルの一つ。クロロフィルとは、光合成の明反応で光エネルギーを吸収する役割をもつ化学物質で、葉緑素ともいう。

注2:シナリオ RCP2.6 厳しく温室効果ガスの排出削減努力を行った場合。

シナリオ RCP8.5 厳しい温室効果ガスの排出削減努力を行わない場合。

注3:クロロフィル濃度と植物プランクトン量の関係は、「環境用語」のクロロフィルの項を参照。

出典：「三重県地球温暖化対策総合計画」（三重県）（令和5年3月改定）

水資源への影響は、国内では、集中豪雨や大雨が増加している一方、年降水量の変動が大きくなっており、無降水や少雨が続くことにより、取水が制限されるような渇水被害が生じています。将来に生じる影響は、北日本、及び中部山地以外では近未来（2015（平成27）年～2039（令和21）年）から渇水の深刻化が予測されています。また、水資源を確保するために地下水を過剰に汲み上げると、地下水位の低下や地盤沈下が引き起こされる可能性があります。県では、たびたび渇水が発生していますが、1994（平成6）年夏に発生したような異常渇水は、その後発生していません。地盤沈下については、1994（平成6）年を除いて沈静化の傾向にあります。

## 4-2 目標設定の考慮事項

目標設定にあたっては、上下水道部から発生する温室効果ガスの削減（緩和）や顕在化しつつある地球温暖化への対応（適応）を考慮します。以下に目標設定にあたり考慮する要素を示します。

### 目標設定にあたり考慮する要素（緩和と適応）

- 上下水道部の主な業務は、浄水（飲料水）の供給と下水（農業集落排水を含む）を処理しています。
- 市内に浄水場は、17 箇所、下水処理場 32 箇所（内、農業集落排水処理施設 27 箇所）が稼働しています。
- 地域の人口は減少傾向にあり、浄水使用量と処理量は減少することが見込まれます。
- 浄水使用量や処理量を考慮し、浄水場や下水処理場の統廃合を検討します。
- 一部の施設は老朽化しており、施設の更新を計画的に行っていきます。
- 作業負担を考慮し、施設の無人運転化を拡大していきます。
- 施設については、高効率の設備を導入することで電気使用量の削減が見込まれます。
- 本計画期間内に新たに集合処理区域の整備を行う予定はありません。
- 浄水、下水の事務業務は、ゆめが丘浄水場（事務棟）で行っています。
- 事務棟は、LED 照明化やさらなる断熱化を施すことで、電力使用量の削減が見込まれます。
- ゆめが丘浄水場の太陽光パネルは設置から 16 年経ちます。太陽光パネルを更新する必要があり、その際には高効率の太陽光パネルを選定します。
- コージェネレーションシステムを導入することで燃料使用量の削減が見込まれます。
- 電力会社の排出係数が、今後小さくなるが見込まれます。
- 公用車は、エコカーへの転換が進められるとともにエコドライブが徹底されます。
- 公用車で効率的に各施設を巡回することで、燃料の使用量の削減ができます。
- 今後さらなる地球温暖化の影響で、地域の平均気温の上昇が予想されます。（適応）
- 今後さらなる地球温暖化の影響で、集中豪雨の頻度が増えることが予測されます。（適応）
- 今後さらなる地球温暖化の影響で、植物プランクトンの異常増殖等により原水の水質悪化が予想されます。（適応）

※緩和と適応：温室効果ガス排出を減らし気候変動の原因をできるだけ抑えることを「（気候変動）緩和」といいます。しかし、世界各国の現在の温室効果ガス削減目標や対策では、パリ協定目標の達成は難しいと指摘されています。また仮に今すぐに温室効果ガスの排出を止めることができたとしても、これまでに排出した分の影響により、気候変動はすぐには止まりません。既に生じていて、また今後進行することが危惧される気候変動の影響に備えるために、気候変動対策のもう一つの柱である「適応」も重要となっています。  
（出典：「気候変動影響と対策（気候変動適応情報プラットフォーム）」

### 4-3 目標の設定

目標の設定に当たっては、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（簡易版）Ver.2.0」（令和7年3月 環境省）3.目標設定と措置の検討で、“地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画※に準じて取り組むこと”としています。

なお、政府実行計画の目標は、2013（平成25）年度比で2030（令和12）年度50%削減、2035（令和17）年度65%削減、2040（令和22）年度79%削減としています。

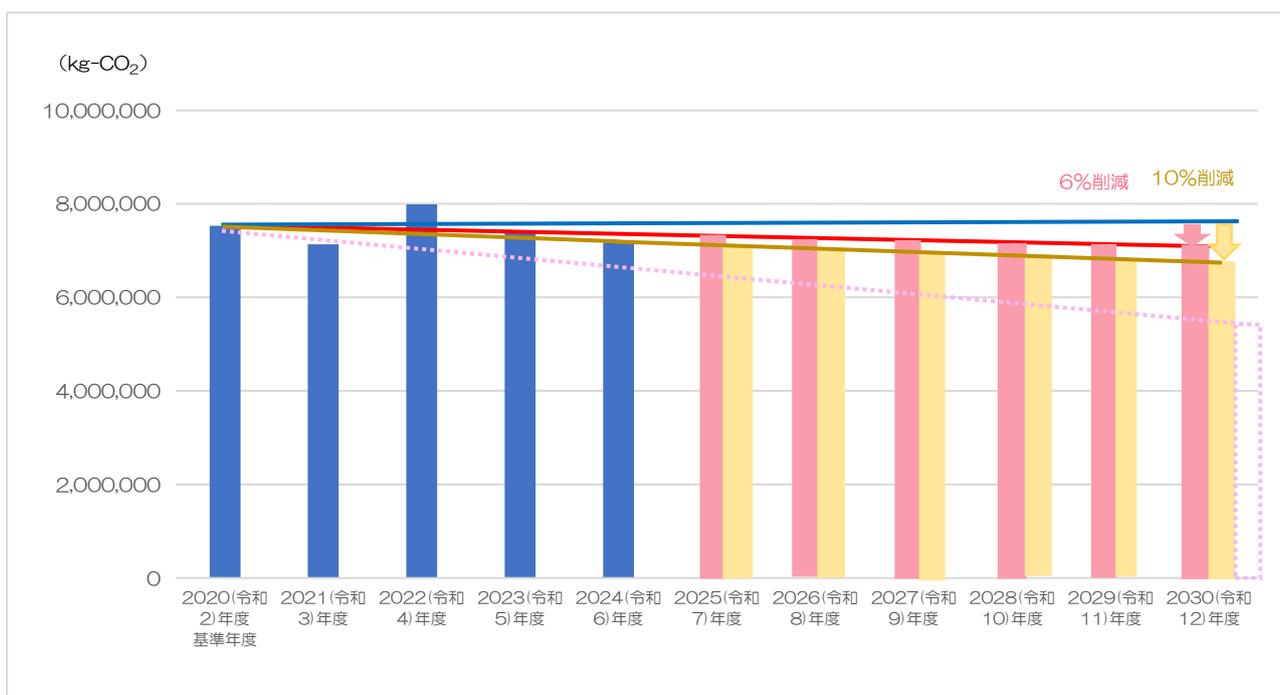
しかし一方では、“事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて、可能な限り意欲的な目標設定及び取組が期待されているが、地方公共団体ごとに自然・社会的条件が大きく異なることにより、必ずしも政府と同水準で実施することが困難な場合も考えられることから、地域の実情に依りて適切な目標を設定すること可能である。”としています。

このことから、上下水道部では、施設改修計画、施設統廃合計画の実施や施設運転の効率化などで削減を進める一方、市民生活に欠かせない上下水道サービスを安定して提供するため大幅な削減が望めないことを考慮し、具体的な目標を設定します。

今回、施設数に大きな変更がなく、かつ、温室効果ガス総排出量が遡及できる過去5年間の状況から、目標年度である2030（令和12）年度の温室効果ガス総排出量を推定し削減率を決定しました。

その結果、現状のままの取り組みを継続した場合には、2020（令和2）年度比で2030（令和12）年度に約6%の削減が見込まれます。しかし、今後、施設の改修、統廃合等を行うことで2030（令和12）年度に2020（令和2）年度比で約10%の削減（年間平均約1%の削減）とします。

なお、各年度末に施設の改修・統廃合の実施状況、温室効果ガス総排出量の推移を確認し、随時、削減目標を見直していきます。



■ 上下水道部における2030（令和12）年度の総温室効果ガス排出量の予測

4-2 項での考慮事項を反映し、以下のとおり温室効果ガス排出量の削減の目標を設定します。

① 二酸化炭素

都市ガスの使用に伴い発生する温室効果ガス排出量の削減 ・現状維持とします (主な設備等) 管理棟の給湯設備等	第 1 号イ
燃料の使用に伴い発生する温室効果ガス排出量の削減 ・年平均 1%削減します (主な設備等) 施設の非常用発電機、公用車等	第 1 号ロ
他人から供給された電気の使用に伴い発生する温室効果ガス排出量の削減 ・年平均 1.1%削減します (主な設備) 管理棟、各施設等での電力の使用	第 1 号ハ

② メタン

ガス機関、ガソリン機関の燃料使用に伴い発生する温室効果ガス排出量の削減 ・現状維持とします (主な設備) 施設の非常用発電機等	第 2 号ロ
公用車の使用に伴い発生する温室効果ガス排出量の削減 ・年平均 1%削減します (主な設備) 公用車	第 2 号二
下水等の処理に伴い発生する温室効果ガス排出量の削減 ・年平均 1%削減します (主な設備) 施設の稼働	第 2 号ヲ
し尿・雑排水の処理に伴い発生する温室効果ガス排出量の削減 ・現状維持とします (主な設備) 浄化槽の稼働	第 2 号ワ

③ 一酸化二窒素

ディーゼル機関の使用に伴い発生する温室効果ガス排出量の削減 ・現状維持とします (主な設備) 施設の非常用発電機等	第 3 号ロ
ガス機関、ガソリン機関の使用に伴い発生する温室効果ガス排出量の削減 ・現状維持とします (主な設備) 施設の非常用発電機等	第 3 号ハ
公用車の使用に伴い発生する温室効果ガス排出量の削減 ・年平均 1%削減します (主な設備) 公用車	第 3 号ホ
下水等の処理に伴い発生する温室効果ガス排出量の削減 ・年平均 1%削減します (主な設備) 施設の稼働	第 3 号ワ
し尿・雑排水の処理に伴い発生する温室効果ガス排出量の削減 ・現状維持とします (主な設備) 浄化槽の稼働	第 3 号カ

④ ハイドロフルオロカーボン

自動車用エアコンディショナーの使用に伴い発生する温室効果ガス排出量の削減 ・現状維持とします (主な設備) 公用車	第 4 号イ
---	--------

上下水道部では、上記に示す各温室効果ガスの削減活動により、温室効果ガス総排出量を 2030（令和 12）年度に基準年度 2020（令和 2）年度と比較し約 10%削減いたします。  
各活動について、具体的な削減目標を以下に示しました。

■ 温室効果ガス排出量の削減目標と 2030（令和 12）年度の温室効果ガス総排出量

活動	起因する温室効果ガスの種類-	削減目標	温室効果ガス排出量(kg-CO <sub>2</sub> )	
			基準年度 2020 (令和 2) 年度	目標年度 2030 (令和 12) 年度
都市ガスの使用 第 1 号イ	二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	現状維持	10.8	10.8
燃料の使用 第 1 号ロ		10% (年平均 1%)	54,559.7	49,103.7
電気の使用 第 1 号ハ		11% (年平均 1.1%)	7,218,133.2	6,424,138.5
ガス・ガソリン機関の 使用 第 2 号ロ	メタン (CH <sub>4</sub> )	現状維持	48.1	48.1
公用車の使用 第 2 号ニ		10% (年平均 1%)	103.2	92.9
下水処理 第 2 号ヲ		10% (年平均 1%)	93,915.8	84,524.2
浄化槽の使用 第 2 号ワ		現状維持	2,065.0	2,065.0
ディーゼル機関の使用 第 3 号ロ ガス機関、ガソリン 機関の使用 第 3 号ハ	一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	現状維持	5.2	5.2
公用車の使用 第 3 号ホ		10% (年平均 1%)	1,974.7	1,777.2
下水処理 第 3 号ワ		10% (年平均 1%)	161,608.3	145,447.5
浄化槽の使用 第 3 号カ		現状維持	761.9	761.9
カーエアコンの使用 第 4 号イ	ハイドロ フルオロカーボン (HFC)	現状維持	253.5	253.5
合計（温室効果ガス総排出量）			7,533,439.4	6,708,228.5
2030（令和 12 年度）温室効果ガス総排出量目標値				6,780,095.5

注 1：四捨五入の関係で合計が一致しないことがあります。

#### 4-4 目標達成のための取組み

目標達成のため、以下のことを重点事項として位置づけ取組んでいきます。

##### 重点事項

1. 施設・設備の省エネ化の推進
  - ・浄水施設、及び下水処理施設の装置や機器を更新する際には、省エネタイプのものや効率性の高い装置や設備を導入していきます。
  - ・建物の新築時や改築時には、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギービル）化を図っていきます。
  - ・太陽光発電を推進していきます。
2. 施設の統廃合
  - ・人口減少に伴い、各地区の浄水施設や下水処理への負荷割合が変化することが考えられます。効率的な運用実施のため、施設の統廃合を検討していきます。
3. 公用車の保有台数・車種の最適化
  - ・上下水道部が保有する公用車には、乗用車（軽乗用車含む）、小型貨物車（軽貨物車含む）、特殊車などがあります。今後、さらなる業務の効率化を図るとともに、上下水道部は、伊賀市が規定する「公用車の適正配置・更新に関する方針」の適用範囲外ですが、この方針を準用し、公用車の保有台数を見直すことやエコカーの導入に努めていきます。ただし、これらの活動を行うにあたり業務が滞ることがないように、十分に配慮し実施していきます。
4. 日常業務での取組みの強化
  - ・日常業務では、各個人において省エネルギーへの取組みを図っていきます。
  - ・各個人が日常業務で省エネルギーへの取組む際には、顕在化する地球温暖化に留意し、健康に悪影響がでない範囲で実施します。（例：事務所の適切な室温の設定に努める、公用車を運転する際には適切にカーエアコンを使用する、事務所での照度の確保等）

なお、目標に取り組む際には、「伊賀市 EMS」の活動と同様に PDCA サイクルを利用します。



■ PDCA サイクル

## 4-5 目標達成のための具体的な施策

策定した目標を達成するため温室効果ガスの種類ごとに「購入時」、「使用時」、「廃棄時」において行う施策の事例を示しました。

### (1) 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)

上下水道部では、「事務所での都市ガス、LPG の使用」、「事務所・施設での電力の使用」、「公用車の使用」、「下水処理施設での非常用発電機の使用」時に温室効果ガスの一種である二酸化炭素が発生します。そのため、施設や設備の「購入時」、「使用時」、「廃棄時」には以下のことを考慮します。

#### 1. 購入時

- (1) 設備を新規購入や更新する際は、高ジェネレーション等の省エネルギー型や高効率のものを採用します。
- (2) 建物を新築や改築する際には、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギービル）化を図っていきます。
- (3) 電力は、「電気事業者別排出係数」の値の小さい電力会社を選択し供給を受けます。
- (4) 公用車は、「公用車の適正配置・更新に関する方針」を準用し、積極的にエコカーを選択します。
- (5) 太陽光パネルの増設によって発電量を増やし、所内で使用することで電力会社から供給される電力量を削減します。
- (6) 浄水施設や下水処理施設の統廃合することで、使用する電力量の削減を図ります。施設数を少なくすることで、職員の移動に伴う公用車の燃料使用量を削減します。

#### 2. 使用時

- (1) 設備や事務所で使用する電化製品は、使用しない場合にはこまめに電源を切ります。
- (2) 事務所で使用する冷蔵庫は、詰め込みすぎないようにします。
- (3) 太陽光パネルは、定期的に清掃や点検を行います。
- (4) 公用車を運転する際には、エコドライブを徹底します。また、カーエアコンの適切な使用に努めます。ただし地球温暖化の影響で、気温上昇が著しい場合には職員の健康に十分な配慮を行います。（適応）
- (5) 施設数の削減等により、公用車による設備間の移動距離の短縮を図ります。
- (6) 事務所のエアコンは、適切な温度に設定し使用します。ただし地球温暖化の影響で、気温上昇が著しい場合には職員の健康に十分な配慮を行います。（適応）

#### 3. 廃棄時

- (1) 設備等を廃棄する際には、関連法規を順守します。

## (2) メタン (CH<sub>4</sub>)

上下水道部では、「非常用発電機の使用」、「公用車の使用」、「下水等の処理」、「浄化槽の使用」時に温室効果ガスの一種であるメタンが発生します。そのため、施設や設備の「購入時」、「使用時」、「廃棄時」には以下のことを考慮します。

### 1. 購入時

- (1) 下水処理施設の非常用発電装置を更新する際には、省エネタイプのものや効率性の高い装置や設備を導入していきます。
- (2) 公用車の購入時には、「公用車の適正配置・更新に関する方針」を準用し、積極的にエコカーを選択します。

### 2. 使用時

- (1) 非常用発電機を稼働する際には、最適な状態で運転します。また、定期的にメンテナンスを行います。
- (2) 公用車を運転する際には、エコドライブを徹底します。
- (3) 施設数の削減等により、公用車による設備間の移動距離の短縮を図ります。
- (4) 浄化槽の適正な管理に努めます。

### 3. 廃棄時

- (1) 公用車を廃棄する際には、関連法規を順守します。

### (3)一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)

上下水道部では、「非常用発電機の使用」、「公用車の使用」、「下水等の処理」、「浄化槽の使用」時に温室効果ガスの一種である一酸化二窒素が発生します。そのため、施設や設備の「購入時」、「使用時」、「廃棄時」には以下のことを考慮します。

#### 1. 購入時

- (1) 下水処理施設の非常用発電装置を更新する際には、省エネタイプのものや効率性の高い装置や設備を導入していきます。
- (2) 公用車の購入時には、「公用車の適正配置・更新に関する方針」を準用し、積極的にエコカーを選択します。

#### 2. 使用時

- (1) 非常用発電機を稼働する際には、最適な状態で運転します。また、定期的にメンテナンスを行います。
- (2) 公用車を運転する際には、エコドライブを徹底します。
- (3) 施設数の削減等により、公用車による設備間の移動距離の短縮を図ります。
- (4) 浄化槽の適正な管理に努めます。

#### 3. 廃棄時

- (1) 公用車を廃棄する際には、関連法規を順守します。

### (4)ハイドロフルオロカーボン (HFC)

上下水道部では、「公用車のエアコンの使用時に温室効果ガスの一種であるハイドロフルオロカーボンが発生します。そのため、公用車の「購入時」、「使用時」、「廃棄時」には以下のことを考慮します。

#### 1. 購入時

- (1) 必要以上に公用車を保有しません。
- (2) ノンフロン型のカーエアコンの購入に努めます。

#### 2. 使用時

- (1) カーエアコンの適切な使用に努めます。

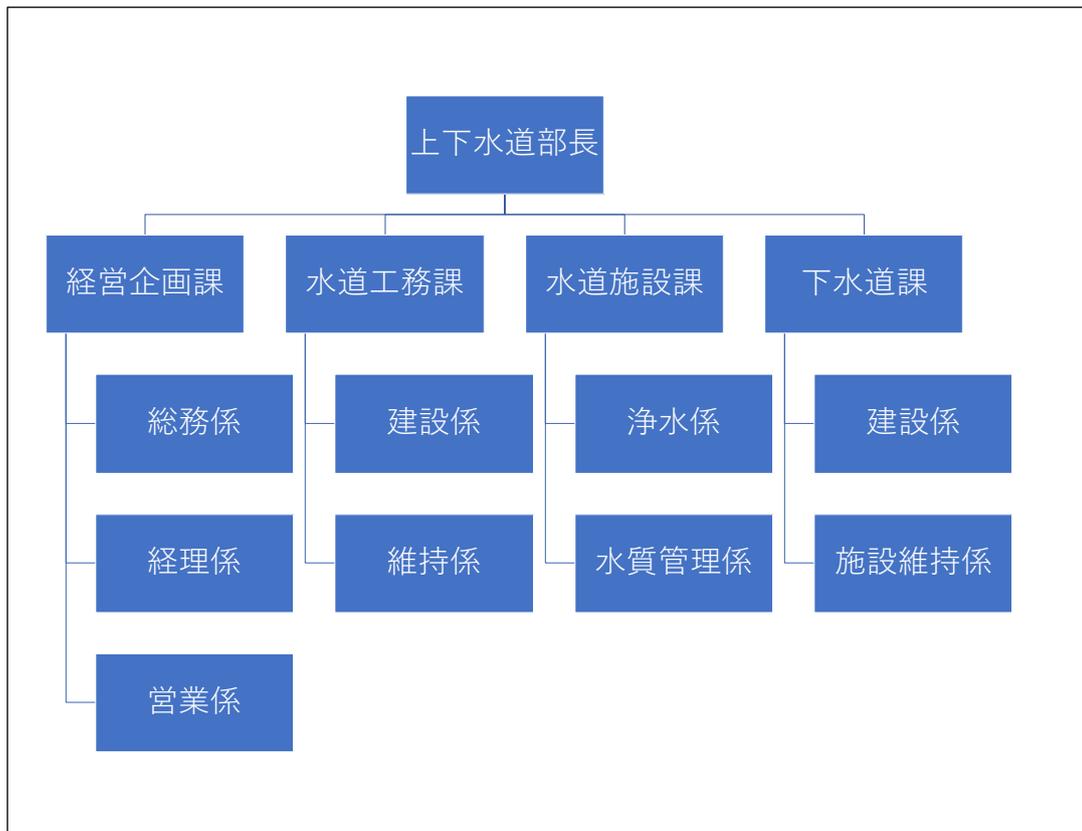
#### 3. 廃棄時

- (1) 廃車時には適切な業者（第2種特定製品引取業者）に廃棄を依頼します。

## 4-6 推進体制と方法

### 1. 推進体制

温室効果ガス削減の目標達成のため、以下の推進体制で施策に取り組んでいきます。



■ 推進体制図

### 2. 温室効果ガス削減計画の監視・測定、分析、評価

#### (1) 監視・測定

- ・監視・測定の実施者を決め、活動状況や活動記録を定期的に把握します。
- ・担当者は、年度末に活動記録を確認します。
- ・担当者は、年度末に温室効果ガス排出量を算定します。

#### (2) 分析、評価

- ・活動ごとに温室効果ガスの排出量を算定し、現状分析します。
- ・各温室効果ガスについて、目標で定めた削減量の実現できているか評価します。
- ・目標が達成されなかった場合、なぜ達成されなかったのかについて原因を調査し、必要に応じて処置をとります。または、目標値の見直しを行います。
- ・次年度の目標値の設定を行います。

### 3. 公表

評価した結果は、上下水道部のホームページ等で公表します。

#### 4. 計画の見直し

計画の見直しは、概ね以下の状況の場合に行います。

- (1) 目標の達成が著しく困難であるとき、または、早期に目標を達成したため、さらに目標を強化する必要があると考えられたとき。
- (2) 目標達成のために、取り組み内容を大幅に変更する必要があるとき。
- (3) 計画に該当する対象施設が追加された、又は削減されたとき。
- (4) 組織に変更があったとき。
- (5) その他、大幅な計画変更の必要性が生じたとき。

#### 5. 職員研修

- (1) 定期的に上下水道部職員に対する環境保全研修等を実施し、環境意識の向上に努めます。
- (2) 上下水道部職員に対し、本計画を確実に周知します。

## 參考資料



## 温室効果ガスの算定方法

### (1) 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)

本計画では、「都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量」、「燃料の使用に伴う二酸化炭素の排出量」、「他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量」が算定の対象となり、算定方法は以下のとおりです。

都市ガスの使用に伴う二酸化炭素排出量の算定式は以下のとおりです。

#### 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量

$$\text{都市ガス事業者のメニューごとの都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量 (kg-CO}_2) = \text{都市ガス事業者のメニューごとの都市ガス使用量 (m}^3) \times \text{都市ガス事業者のメニューごとの二酸化炭素の排出係数}$$
$$\begin{aligned} \text{都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量 (kg-CO}_2) = & \text{都市ガス事業者のメニューAの都市ガス使用の使用に伴う二酸化炭素の排出量 (kg-CO}_2) + \\ & \text{都市ガス事業者のメニューBの都市ガス使用の使用に伴う二酸化炭素の排出量 (kg-CO}_2) + \\ & \dots + \\ & \text{都市ガス事業者のメニューXの都市ガス使用の使用に伴う二酸化炭素の排出量 (kg-CO}_2) \end{aligned}$$

ここで、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に使用する燃料ごとの二酸化炭素の排出係数は以下のとおりです。

2023（令和5）年度に地球温暖化対策推進法施行令が改正され、2024（令和6）年度より都市ガスの事業者別係数が導入されています。これにより都市ガス排出係数も、毎年、都市ガス事業者ごとに排出係数が示されます。今回の算定にあたっては、都市ガス事業者のホームページに示された排出係数を使用しました（2023（令和5）年度、2024（令和6）年度対象）。

なお、その他の年度は、「温室効果ガス総排出量 算定方法ガイドライン」Ver.1.0（環境省 平成29年3月）に示された排出係数を算定に使用しました。

燃料の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定式は、以下のとおりです。

**燃料の使用に伴う二酸化炭素の排出量**

燃料の種類ごとの発熱量 (MJ) =  
 燃料の種類ごとの使用量 (kg、L、Nm<sup>3</sup>など) ×  
 燃料の種類ごとの単位発熱量 (MJ/kg、MJ/L、MJ/Nm<sup>3</sup>など)

燃料の種類ごとの使用に伴う二酸化炭素の排出量 (kg-CO<sub>2</sub>) =  
 燃料の種類ごとの発熱量 (MJ) × 燃料の種類ごとの炭素排出係数 (kg-C/MJ) ×  
 44/12 (kg-CO<sub>2</sub>/kg-C)

燃料の使用に伴う二酸化炭素の排出量 (kg-CO<sub>2</sub>) =  
 一般炭の使用に伴う二酸化炭素の排出量 (kg-CO<sub>2</sub>) +  
 ガソリンの使用に伴う二酸化炭素の排出量 (kg-CO<sub>2</sub>) +  
 ・ ・ ・ + 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量 (kg-CO<sub>2</sub>)

各燃料の単位発熱量と炭素排出係数は、以下のとおりです。

■ 各種燃料の単位発熱量と炭素排出係数

燃料の種類	燃料使用量の単位	単位発熱量 (MJ/kg、MJ/L、MJ/Nm <sup>3</sup> 、MJ/m <sup>3</sup> )	炭素排出係数 (kg-C/MJ)	(参考) 単位発熱量×炭素排出係数×44/12 (kg-CO <sub>2</sub> /kg、kg-CO <sub>2</sub> /L、kg-CO <sub>2</sub> /Nm <sup>3</sup> 、kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup> )
一般炭	kg	25.7	0.0247	2.33
ガソリン	L	34.6	0.0183	2.32
ジェット燃料油	L	36.7	0.0183	2.46
灯油	L	36.7	0.0185	2.49
軽油	L	37.7	0.0187	2.58
A 重油	L	39.1	0.0189	2.71
B 重油又は C 重油	L	41.9	0.0195	3.00
液化石油ガス (LPG)	kg	50.8	0.0161	3.00
液化天然ガス (LNG)	kg	54.6	0.0135	2.70

注 1：液化石油ガス (LPG) のブタンとプロパンの混合比率については、使用量は体積 (m<sup>3</sup>) で集計したうえで、「総合エネルギー統計」(経済産業省資源エネルギー庁) に記載された LPG の混合比率 (プロパン 7 : ブタン 3) と同一とみなし、以下の式により計算する。

LPG 重量 (kg) = 1000/458 (kg/m<sup>3</sup>) × LPG 体積 (m<sup>3</sup>)

注 2：液化天然ガス (LPG、LNG) は、多くの地方公共団体が供給を受ける一般的な条件と考えられる 15℃、1.02 気圧での表示の場合には、請求書に記載された体積に 0.967 を乗じ、標準状態の体積に換算できる。

(「温室効果ガス総排出量 算定方法ガイドライン Ver1.0」 (平成 29 年 3 月 環境省))

他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定式は、以下のとおりです。

**他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量**

$$\text{電気事業者の電気メニューごとの 電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量 (kg-CO}_2\text{)} = \text{電気メニューごとの電気使用量 (kW)} \times \text{電気メニューごとの二酸化炭素の排出係数 (kg-CO}_2\text{/kWh)}$$

$$\text{他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量 (kg-CO}_2\text{)} = \text{電気メニューA の電気の使用に伴う二酸化炭素の 排出量 (kg-CO}_2\text{)} + \text{電気メニューB の電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量 (kg-CO}_2\text{)} + \dots + \text{電気メニューX の電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量 (kg-CO}_2\text{)}$$

次に、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に使用する電気メニューごとの二酸化炭素の排出係数は、環境省から各年度、各電力事業者について「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）」が公表されており、その係数に従い算定します。

「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（旧：温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン）Ver.2.0」では、“電気の排出係数は、令和 7 年度以降、電気業者別の基礎排出係数と調整後排出係数の 2 種類の排出係数が示されます。事務事業編における「温室効果ガス総排出量」の算定では、基礎排出係数と調整後排出係数のいずれかを用いて算定すれば問題ありません（併記の必要はありません）が、どちらの排出係数を用いて算出したかを明示することが望ましい”との記載があります。

本計画では、上下水道部と契約している電気事業者についての各年度における“調整後排出係数”が、年度ごとの変動が大きいことから、今回の算出では“基礎排出係数”を用いました。

■ 電気事業者別排出係数 （単位：t-CO<sub>2</sub>/kWh）

電気事業者		2013 (平成 25) 年度 (基準年度)	2020 (令和 2) 年度	2021 (令和 3) 年度	2022 (令和 4) 年度	2023 (令和 5) 年度	2024 (令和 6) 年度
中部電力 ミライズ(株) (旧中部電力 株)	基礎排出係数	0.000516	0.000431	0.000406	0.000449	0.000433	0.000421
関西電力(株)	基礎排出係数	0.000514	0.000340	0.000362	0.000299	0.000360	0.000419

出典：「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）」（環境省 HP）

## (2) メタン (CH<sub>4</sub>)

本計画では、「ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用に伴うメタンの排出量」、「自動車の走行に伴うメタンの排出量」、「施設（終末処理場及びし尿処理施設）における下水等の処理に伴うメタンの排出量」、「浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理に伴うメタンの排出量」を算定の対象とし、その算定方法は以下のとおりです。

ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用に伴うメタン排出量の算定式は、以下のとおりです。

$$\begin{aligned} & \text{ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用に伴うメタンの排出量} \\ & \text{ガス機関又はガソリン機関における燃料の種類ごとの使用に伴う発熱量 (GJ)} = \\ & \text{ガス機関又はガソリン機関における燃料の種類ごとの使用量 (kg、Nm}^3\text{など)} \times \\ & \text{燃料の種類ごとの単位発熱量 (GJ/kg、GJ/Nm}^3\text{など)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{ガス機関又はガソリン機関における燃料の種類ごとの使用に伴うメタンの排出量 (kg-CH}_4\text{)} = \\ & \text{ガス機関又はガソリン機関における燃料の種類ごとの使用に伴う発熱量 (GJ)} \times \\ & \text{ガス機関又はガソリン機関における燃料の種類ごとの使用に伴うメタンの排出係数 (kg-CH}_4\text{/GJ)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用に伴うメタンの排出量 (kg-CH}_4\text{)} = \\ & \text{ガス機関又はガソリン機関における LPG の使用に伴うメタンの排出量 (kg-CH}_4\text{)} + \\ & \text{ガス機関又はガソリン機関における都市ガスの使用に伴うメタンの排出量 (kg-CH}_4\text{)} \end{aligned}$$

### ■ ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用に伴うメタン (CH<sub>4</sub>) の排出係数等

燃料の種類	単位	単位発熱量 (GJ/kg、 GJ/Nm <sup>3</sup> 、 GJ/m <sup>3</sup> )	排出係数 (kg-CH <sub>4</sub> /GJ)	(参考) 単位発熱量×排出 係数 (kg-CH <sub>4</sub> /kg、kg- CH <sub>4</sub> /Nm <sup>3</sup> 、kg-CH <sub>4</sub> /m <sup>3</sup> )
LPG	kg	0.0508	0.054	0.0027
都市ガス	Nm <sup>3</sup>	0.0448		0.0024
都市ガス(参考)	m <sup>3</sup>	0.0433		0.0023

注1：本表中の「都市ガス(参考)」に示した数値(0.0433GJ/m<sup>3</sup>、0.0023 kg-CH<sub>4</sub>/m<sup>3</sup>)は、地球温暖化対策推進 法施行令に示された標準状態での単位発熱量を多くの地方公共団体が都市ガス供給を受ける際の一般的と考えられる条件(温度 15℃、1.02 気圧)の体積当たりに換算して示したものです。

自動車の走行に伴うメタン排出量の算定式は以下のとおりです。

$$\begin{aligned} & \text{自動車の走行に伴うメタンの排出量} \\ & \text{自動車の種類ごとの走行に伴うメタンの排出量 (kg-CH}_4\text{)} = \\ & \text{自動車の種類ごとの総走行距離 (km)} \times \\ & \text{自動車の種類ごとの走行に伴うメタンの排出係数 (kg-CH}_4\text{/km)} \\ \\ & \text{自動車の走行に伴うメタンの排出量 (kg-CH}_4\text{)} = \text{ガソリン・LPG を燃料とする普通・小型乗用車} \\ & \text{(定員 10 名以下) の走行に伴うメタンの排出量 (kg-CH}_4\text{)} + \\ & \dots + \text{軽油を燃料とする普通・小型特種用途車の走行に伴うメタンの排出量 (kg-CH}_4\text{)} \end{aligned}$$

■ 自動車の走行に伴うメタンの排出係数

自動車の種類	排出係数 (kg-CH <sub>4</sub> /km)
ガソリン・LPGを燃料とする普通・小型乗用車（定員10名以下）	0.000010
ガソリンを燃料とする普通・小型乗用車（定員11名以上）	0.000035
ガソリンを燃料とする軽乗用車	0.000010
ガソリンを燃料とする普通貨物車	0.000035
ガソリンを燃料とする小型貨物車	0.000015
ガソリンを燃料とする軽貨物車	0.000011
ガソリンを燃料とする普通・小型・軽特殊用途車	0.000035
軽油を燃料とする普通・小型乗用車（定員10名以下）	0.000020
軽油を燃料とする普通・小型乗用車（定員11名以上）	0.000017
軽油を燃料とする普通貨物車	0.000015
軽油を燃料とする小型貨物車	0.000076
軽油を燃料とする普通・小型特殊用途車	0.000013

施設（終末処理場及びし尿処理施設）における下水等の処理に伴うメタン排出量の算定式は以下のとおりです。

施設（終末処理場及びし尿処理施設）における下水等の処理に伴うメタンの排出量

---

施設の種類ごとの下水等の処理に伴うメタンの排出量 (kg-CH<sub>4</sub>) =  
 施設の種類ごとの下水等の処理量 (m<sup>3</sup>) ×  
 施設の種類ごとの下水等の処理に伴うメタンの排出係数 (kg-CH<sub>4</sub>/m<sup>3</sup>)

施設（終末処理場及びし尿処理施設）における下水等の処理に伴うメタンの排出量 (kg-CH<sub>4</sub>) =  
 終末処理場における下水等の処理に伴うメタンの排出量 (kg-CH<sub>4</sub>) +  
 し尿処理施設における下水等の処理に伴うメタンの排出量 (kg-CH<sub>4</sub>)

施設（終末処理場及びし尿処理施設）における下水等の処理に伴うメタン (CH<sub>4</sub>) の排出係数の排出係数は、以下のとおりです。

■ 施設（終末処理場及びし尿処理施設）における下水等の処理に伴うメタン (CH<sub>4</sub>) の排出係数

施設の種類	排出係数 (kg-CH <sub>4</sub> /m <sup>3</sup> )
終末処理場	0.00088
し尿処理施設	0.038

浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理に伴うメタン排出量の算定式は以下のとおりです。

浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理に伴うメタンの排出量

$$\begin{aligned} & \text{浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理に伴うメタンの排出量 (kg-CH}_4\text{)} = \\ & \text{浄化槽の処理対象人員 (人)} \times \\ & \text{浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理に伴うメタンの排出係数 (kg-CH}_4\text{/人)} \times \\ & \text{総排出量算定期間の 1 年間に対する比率} \end{aligned}$$

なお、浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理に伴うメタン排出量の排出係数は、0.59kg-CH<sub>4</sub>/人と定められています。

### (3)一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)

本計画では、「ディーゼル機関における燃料の使用に伴う一酸化二窒素の排出」、「ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用に伴う一酸化二窒素の排出」、「自動車の走行に伴う一酸化二窒素の排出」、「施設（終末処理場及びし尿処理施設）における下水等の処理に伴う一酸化二窒素の排出」、「浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理に伴う一酸化二窒素の排出」を算定の対象としており、その算定方法は以下のとおりです。

ディーゼル機関における燃料の使用に伴う一酸化二窒素排出量の算定式は以下のとおりです。

ディーゼル機関における燃料の使用に伴う一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) の排出量

---

ディーゼル機関における燃料の種類ごとの発熱量 (GJ) =  
 ディーゼル機関における燃料の種類ごとの使用量 (L、kg、Nm<sup>3</sup>など) ×  
 燃料の種類ごとの単位発熱量 (GJ/L、GJ/kg、GJ/Nm<sup>3</sup>など)

ディーゼル機関における燃料の種類ごとの使用に伴う一酸化二窒素の排出量 (kg-N<sub>2</sub>O) =  
 ディーゼル機関における燃料の種類ごとの発熱量 (GJ) ×  
 ディーゼル機関における燃料の種類ごとの使用に伴う一酸化二窒素の排出係数 (kg-N<sub>2</sub>O/GJ)

ディーゼル機関における燃料の使用に伴う一酸化二窒素の排出量 (kg-N<sub>2</sub>O) =  
 ディーゼル機関における灯油の使用に伴う一酸化二窒素の排出量 (kg-N<sub>2</sub>O) +  
 ディーゼル機関における軽油の使用に伴う一酸化二窒素の排出量 (kg-N<sub>2</sub>O) +  
 …+ ディーゼル機関における都市ガスの使用に伴う一酸化二窒素の排出量 (kg-N<sub>2</sub>O)

#### ■ ディーゼル機関における燃料の使用に伴う一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) の排出係数

燃料の種類	単位	単位発熱量 (GJ/L、GJ/kg、 GJ/Nm <sup>3</sup> 、 GJ/m <sup>3</sup> )	排出係数 (kg- N <sub>2</sub> O/GJ)	(参考) 単位発熱量×排出係数 (kg-N <sub>2</sub> O/L、kg-N <sub>2</sub> O/kg、kg- N <sub>2</sub> O/Nm <sup>3</sup> 、kg-N <sub>2</sub> O/m <sup>3</sup> )
灯油	L	0.0367	0.0017	0.000062
軽油	L	0.0377		0.000064
A 重油	L	0.0391		0.000066
B 重油又は C 重油	L	0.0419		0.000071
LPG	kg	0.0508		0.000086
都市ガス	Nm <sup>3</sup>	0.0448		0.000076
都市ガス(参考)	m <sup>3</sup>	0.0433		0.000074

注 1:網掛け部分は、地球温暖化対策推進法施行令には記載されておらず、参考として掲載した値です。

注 2:「都市ガス(参考)」に示した数値(0.0433GJ/m<sup>3</sup>、0.000074 kg-N<sub>2</sub>O/m<sup>3</sup>)は、地球温暖化対策推進法施行令に示された標準状態での単位発熱量を多くの地方公共団体が都市ガス供給を受ける際の一般的と考えられる条件(温度 15℃、1.02 気圧)の体積あたりに換算して示したものです。

ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用に伴う一酸化二窒素排出量の算定式は、以下のとおりです。

ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用に伴う一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) の排出量

$$\begin{aligned} & \text{ガス機関又はガソリン機関における燃料の種類ごとの使用に伴う発熱量 (GJ)} = \\ & \text{ガス機関又はガソリン機関における燃料の種類ごとの使用量 (kg、Nm}^3\text{など)} \times \\ & \text{燃料の種類ごとの単位発熱量 (GJ/kg、GJ/Nm}^3\text{など)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{ガス機関又はガソリン機関における燃料の種類ごとの使用に伴う一酸化二窒素の排出量 (kg-N}_2\text{O)} = \\ & \text{ガス機関又はガソリン機関における燃料の種類ごとの使用に伴う発熱量 (GJ)} \times \\ & \text{ガス機関又はガソリン機関における燃料の種類ごとの使用に伴う一酸化二窒素の排出係数 (kg-N}_2\text{O/GJ)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用に伴う一酸化二窒素の排出量 (kg-N}_2\text{O)} = \\ & \text{ガス機関又はガソリン機関における LPG の使用に伴う一酸化二窒素の排出量 (kg-N}_2\text{O)} + \\ & \text{ガス機関又はガソリン機関における都市ガスの使用に伴う一酸化二窒素の排出量 (kg-N}_2\text{O)} \end{aligned}$$

■ ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用に伴う一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) の排出係数

燃料の種類	単位	単位発熱量 (GJ/kg、 GJ/Nm <sup>3</sup> 、 GJ/m <sup>3</sup> )	排出係数 (kg- N <sub>2</sub> O/GJ)	(参考) 単位発熱量×排出係数 (kg-N <sub>2</sub> O/kg、kg-N <sub>2</sub> O/Nm <sup>3</sup> 、 kg-N <sub>2</sub> O/m <sup>3</sup> )
LPG	kg	0.0508	0.00062	0.000031
都市ガス	Nm <sup>3</sup>	0.0448		0.000028
都市ガス(参考)	m <sup>3</sup>	0.0433		0.000027

注1：網掛け部分は、地球温暖化対策推進法施行令には記載されておらず、参考として掲載した値です。

注2：「都市ガス(参考)」に示した数値(0.0433GJ/m<sup>3</sup>、0.000074 kg-N<sub>2</sub>O/m<sup>3</sup>)は、地球温暖化対策推進法施行令に示された標準状態での単位発熱量を多くの地方公共団体が都市ガス供給を受ける際の一般的と考えられる条件(温度15℃、1.02気圧)の体積当たりに換算して示したものです。

自動車の走行に伴う一酸化二窒素排出量の算定式は以下のとおりです。

$$\begin{aligned} & \text{自動車の走行に伴う一酸化二窒素の排出量} \\ & \text{自動車の種類ごとの 走行に伴う 一酸化二窒素の排出量 (kg-N}_2\text{O)} = \\ & \quad \text{自動車の種類ごとの総走行距離 (km)} \times \\ & \quad \text{自動車の種類ごとの走行に伴う一酸化二窒素の排出係数 (kg-N}_2\text{O /km)} \\ \\ & \text{自動車の走行に伴う一酸化二窒素の排出量 (kg-N}_2\text{O)} = \\ & \text{ガソリン・LPG を燃料とする普通・小型乗用車 (定員 10 名以下) の走行に伴う一酸化二窒素の} \\ & \quad \text{排出量 (kg-N}_2\text{O)} + \\ & \quad \dots + \text{軽油を燃料とする 普通・小型特殊用途車の走行に伴う一酸化二窒素の排出量 (kg-N}_2\text{O)} \end{aligned}$$

自動車の走行に伴う一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) の排出係数は、以下のとおりです。

■ 自動車の走行に伴う一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) の排出係数

自動車の種類	排出係数
ガソリン・LPG を燃料とする普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)	0.000029
ガソリンを燃料とする普通・小型乗用車 (定員 11 名以上)	0.000041
ガソリンを燃料とする軽乗用車	0.000022
ガソリンを燃料とする普通貨物車	0.000039
ガソリンを燃料とする小型貨物車	0.000026
ガソリンを燃料とする軽貨物車	0.000022
ガソリンを燃料とする普通・小型・軽特殊用途車	0.000035
軽油を燃料とする普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)	0.000007
軽油を燃料とする普通・小型乗用車 (定員 11 名以上)	0.000025
軽油を燃料とする普通貨物車	0.000014
軽油を燃料とする小型貨物車	0.000009
軽油を燃料とする普通・小型特殊用途車	0.000025

施設 (終末処理場及びし尿処理施設) における下水等の処理に伴う一酸化二窒素排出量の算定式は以下のとおりです。

$$\begin{aligned} & \text{施設 (終末処理場及びし尿処理施設) における下水等の処理に伴う一酸化二窒素 (N}_2\text{O) の排出量} \\ & \text{施設の種類ごとの下水等の処理に伴う一酸化二窒素の排出量 (kg-N}_2\text{O)} = \\ & \quad \text{施設の種類ごとの下水等の処理量 (m}^3\text{)} \times \\ & \quad \text{施設の種類ごとの下水等の処理に伴う一酸化二窒素の排出係数 (kg-N}_2\text{O /m}^3\text{)} \\ \\ & \text{施設 (終末処理場及びし尿処理施設) における下水等の処理に伴う一酸化二窒素の排出量 (kg-N}_2\text{O)} = \\ & \quad \text{終末処理場における下水等の処理に伴う一酸化二窒素の排出量 (kg-N}_2\text{O)} + \\ & \quad \text{し尿処理施設における下水等の処理に伴う一酸化二窒素の排出量 (kg-N}_2\text{O)} \end{aligned}$$

■ 施設 (終末処理場及びし尿処理施設) における下水等の処理に伴う一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) の排出係数

施設の種類	排出係数 (kg-N <sub>2</sub> O/m <sup>3</sup> )
終末処理場	0.00016
し尿処理施設	0.00093

浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理に伴う一酸化二窒素排出量の算定式は以下のとおりです。

$$\frac{\text{浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理に伴う一酸化二窒素 (N}_2\text{O) の排出量}}{\text{浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理に伴う一酸化二窒素の排出量 (kg-N}_2\text{O) =}} \\ \text{浄化槽の処理対象人員 (人) } \times \\ \text{浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理に伴う一酸化二窒素の排出係数 (kg-N}_2\text{O /人) } \times \\ \text{総排出量算定期間の 1 年間にに対する比率 (\%)}$$

なお、浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理に伴う一酸化二窒素排出量 (N<sub>2</sub>O) の排出係数は、0.023kg-N<sub>2</sub>O/人と定められています。

#### (4) ハイドロフルオロカーボン (HFC)

本計画では、「自動車用エアコンディショナーの使用に伴うハイドロフルオロカーボンの排出」が算定の対象となり、算定方法は以下のとおりです。

$$\frac{\text{自動車用エアコンディショナーの使用に伴うハイドロフルオロカーボン (HFC) の排出量}}{\text{自動車用エアコンディショナーの使用に伴うハイドロフルオロカーボンの排出量 (kg-HFC) =}} \\ \text{ハイドロフルオロカーボンが封入されたカーエアコンの使用台数 (台) } \times \\ \text{ハイドロフルオロカーボンの排出係数 (kg-HFC/台・年) } \times \\ \text{総排出量算定期間の 1 年間にに対する比率 (\%)}$$

注 1：総排出量算定期間の 1 年間にに対する比率は、概ねの使用期間を 6 か月とし、年間 50% としました。

なお、自動車用エアコンディショナーの使用に伴うハイドロフルオロカーボン (HFC) の排出量の排出係数は、0.010kg-HFC/台・年と定められています。

温対法施行令第4条に定める地球温暖化係数一覧（三ふっ化窒素を除く。）

温室効果ガスである物質 (括弧内は地球温暖化対策推進法施行令第1条及び第2条に示された別名)		地球温暖化係数
二酸化炭素		1
メタン		28
一酸化二窒素		265
ハイドロフルオロカーボン	トリフルオロメタン (HFC-23)	12400
	ジフルオロメタン (HFC-32)	677
	フルオロメタン (HFC-41)	116
	1,1,1,2,2-ペンタフルオロエタン (HFC-125)	3170
	1,1,2,2-テトラフルオロエタン (HFC-134)	1120
	1,1,1,2-テトラフルオロエタン (HFC-134a)	1300
	1,1,2-トリフルオロエタン (HFC-143)	328
	1,1,1-トリフルオロエタン (HFC-143a)	4800
	1,2-ジフルオロエタン (HFC-152)	16
	1,1-ジフルオロエタン (HFC-152a)	138
	フルオロエタン (HFC-161)	4
	1,1,1,2,3,3,3-ヘプタフルオロプロパン (HFC-227ea)	3350
	1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236fa)	8060
	1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236ea)	1330
	1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236cb)	1210
	1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245ca)	716
	1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245fa)	858
	1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン (HFC-365mfc)	804
1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン (HFC-43-10mee)	1650	
パーフルオロカーボン	パーフルオロメタン (PFC-14)	6630
	パーフルオロエタン (PFC-116)	11100
	パーフルオロプロパン (PFC-218)	8900
	パーフルオロシクロプロパン	9200
	パーフルオロブタン (PFC-31-10)	9200
	パーフルオロシクロブタン (PFC-c318)	9540
	パーフルオロペンタン (PFC-41-12)	8550
	パーフルオロヘキサン (PFC-51-14)	7910
	パーフルオロデカリン (PFC-91-18)	7190
六ふっ化硫黄		23500

## 浄水部門・共通部門の温室効果ガス総排出量

浄水部門・共通部門の2020（令和2）年度から2024（令和6）年度、及び2013（令和25）年度についての温室効果ガス総排出量を以下に示します。

■ 2020（令和2）年度から2024（令和6）年度、  
及び2013（令和25）年度の温室効果ガス総排出量（kg-CO<sub>2</sub>）

温室効果ガスの種類	活動	2013 (平成25)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
二酸化炭素	都市ガスの使用	138	11	9	9	2	39
	他人からの電気の供給	5,844,062	5,159,594	4,879,554	5,522,501	5,079,732	4,918,717
	燃料の使用	63,957	51,395	44,570	39,957	40,830	32,808
メタン	ガス・ガソリン機関	6	2	1	1	1	2
	自動車使用	101	88	76	71	75	63
	浄化槽の使用	74	74	74	74	74	74
一酸化二窒素	ガス・ガソリン機関	1	0	0	0	0	0
	自動車使用	1,959	1,690	1,469	1,383	1,463	1,202
	浄化槽の使用	762	762	762	762	762	762
ハイドロフルオロカーボン	カーエアコンの使用	215	215	208	189	189	182
温室効果ガス総排出量		5,911,275	5,213,831	4,926,723	5,564,947	5,123,128	4,953,849
2013（令和25）年度からの削減率（%）		-	11.8	16.7	5.9	13.3	16.2

※小数点以下は四捨五入。四捨五入の関係で合計値が合わないことがあります。

浄水部門・共通部門からの温室効果ガス排出量は、2024（令和6）年度では2013（平成25）年度比で16.2%削減された。

# 関連法令

## 【地球温暖化対策の推進に関する法律】（温対法）

平成十年法律第百十七号

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

一 二酸化炭素

二 メタン

三 一酸化二窒素

四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

六 六ふっ化硫黄

七 三ふっ化窒素

4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

5 この法律において「温室効果ガス総排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た量の合計量をいう。

6 この法律において「地域脱炭素化促進事業」とは、太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、地域の自然的社会的条件に適したものの利用による地域の脱炭素化（次条に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、地域の自然的社会的条件に応じて当該地域における社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量の削減等を行うことをいう。以下同じ。）のための施設として環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるもの（以下「地域脱炭素化促進施設」という。）の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものをいう。

7 この法律において「算定割当量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

一 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）第三条7に規定する割当量

二 京都議定書第六条1に規定する排出削減単位

三 京都議定書第十二条3（b）に規定する認証された排出削減量

8 この法律において「国が決定する貢献」とは、パリ協定第三条に規定する国が決定する貢献をいう。

9 この法律において「国際協力排出削減量」とは、パリ協定第六条1に規定する任意の協力として、日本国政府と日本国以外の国（以下「相手国」という。）の政府との間の取決めに基づき、同条2の規定を踏まえ、第五十七条の四第一項に規定する排出削減等協力事業者が国際温室効果ガス排出削減等協力事業（当該取決めに係る相手国において行う温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する事業をいう。以下同じ。）を行うことにより削減され、又は吸収作用の保全及び強化を通じて吸収された温室効果ガスの量（第九章の二第一節において「削減等が行われた温室効果ガスの量」という。）であって、主務大臣が、当該相手国の権限ある当局（国際協力排出削減量の増加の記録に関する事務の実施に関して権限を有する機関をいう。同節において同じ。）との同意により、国際協力排出削減量口座簿に開設された口座に増加の記録をする数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

#### （基本理念）

第二条の二 地球温暖化対策の推進は、パリ協定第二条1（a）において世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏二度高い水準を十分に下回るものに抑えること及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂

氏一・五度高い水準までのものに制限するための努力を継続することとされていることを踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、我が国における二千五十年までの脱炭素社会（人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。第三十六条の二において同じ。）の実現を旨として、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況並びにこれに関連する気候の変動及び生態系の状況を把握するための観測及び監視を行うとともに、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。

2 国は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するとともに、温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配慮するものとする。

3 国は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、温室効果ガスの排出の量の削減等のための地方公共団体の施策を支援し、及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進を図るため、そのための施策及び活動に関する普及啓発を行うとともに、必要な資金の確保、技術的な助言その他の措置を講ずるように努めるものとする。

4 国は、地球温暖化及びその影響の予測に関する調査、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術に関する調査その他の地球温暖化対策の策定に必要な調査を実施するとともに、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めるものとする。

5 国は、我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることに鑑み、我が国に蓄積された知識、技術、経験等を生かして、第一項に規定する観測及び監視の効果的な推進を図るための国際的な連携の確保、前項に規定する調査及び研究開発の推進を図るための国際協力その他の地球温暖化に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるように努めるとともに、地方公共団体又は民間団体等による温室効果ガスの排出の量の削減等に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第六条 国民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策に協力しなければならない。

（温室効果ガスの排出量等の算定等）

第七条 政府は、温室効果ガスの排出及び吸収に関し、気候変動に関する国際連合枠組条約第四条1（a）に規定する目録及びパリ協定第十三条7（a）に規定する目録に係る報告書を作成するため、毎年、我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量を算定し、環境省令で定めるところにより、これを公表するものとする。

## 第二章 地球温暖化対策計画

（地球温暖化対策計画）

第八条 政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）を定めなければならない。

2 地球温暖化対策計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向

三 国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれが講ずべき温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する基本的事項

四 温室効果ガスである物質の種類その他の区分ごとの温室効果ガスの排出の削減及び吸収の量に関する目標

五 前号の目標を達成するために必要な措置の実施に関する目標

六 前号の目標を達成するために必要な国及び地方公共団体の施策に関する事項

七 第二十条第一項に規定する政府実行計画及び第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画に関する基本的事項

八 温室効果ガス総排出量が相当程度多い事業者について温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）に関し策定及び公表に努めるべき計画に関する

る基本的事項

九 第三条第三項に規定する普及啓発の推進（これに係る国と地方公共団体及び民間団体等との連携及び協働を含む。）に関する基本的事項

十 地球温暖化対策に関する国際協力を推進するために必要な措置に関する基本的事項

十一 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、地球温暖化対策計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、地球温暖化対策計画を公表しなければならない。

（地球温暖化対策計画の変更）

第九条 政府は、少なくとも三年ごとに、我が国における温室効果ガスの排出及び吸収の量の状況その他の事情を勘案して、地球温暖化対策計画に定められた目標及び施策について検討を加えるものとする。

2 政府は、前項の規定による検討の結果に基づき、必要があると認めるときは、速やかに、地球温暖化対策計画を変更しなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、地球温暖化対策計画の変更について準用する。

### 第三章 地球温暖化対策推進本部

（地球温暖化対策推進本部の設置）

第十条 地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、地球温暖化対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第十一条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地球温暖化対策計画の案の作成及び実施の推進に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、長期的展望に立った地球温暖化対策の実施の推進に関する総合調整に関すること。

（組織）

第十二条 本部は、地球温暖化対策推進本部長、地球温暖化対策推進副本部長及び地球温暖化対策推進本部員をもって組織する。

（地球温暖化対策推進本部長）

第十三条 本部長は、地球温暖化対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（地球温暖化対策推進副本部長）

第十四条 本部に、地球温暖化対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官、環境大臣及び経済産業大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（地球温暖化対策推進本部員）

第十五条 本部に、地球温暖化対策推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。

（事務）

第十六条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（主任の大臣）

第十七条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第十八条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

### 第四章 政府実行計画、地方公共団体実行計画等

（国及び地方公共団体の施策）

第十九条 国は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の量の削減等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

3 国は、都道府県及び市町村が前項に規定する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（政府実行計画等）

第二十条 政府は、地球温暖化対策計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下この条において「政府実行計画」という。）を策定するものとする。

2 政府実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 政府実行計画の目標

- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他政府実行計画の実施に関し必要な事項
- 三 環境大臣は、政府実行計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 四 環境大臣は、政府実行計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 五 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、政府実行計画を公表しなければならない。
- 六 前三項の規定は、政府実行計画の変更について準用する。
- 七 政府は、毎年一回、政府実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。
- （地方公共団体実行計画等）
- 第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。
- 二 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 地方公共団体実行計画の目標
  - 三 実施しようとする措置の内容
  - 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
- 三 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。
  - 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
  - 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項
  - 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
  - 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項
- 五 前各号に規定する施策の実施に関する目標
- 四 市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。
- 五 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
  - 一 地域脱炭素化促進事業の目標
  - 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
  - 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
  - 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
  - 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
    - イ 地域の環境の保全のための取組
    - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
- 六 共同して地方公共団体実行計画を策定する都道府県及びその区域内の市町村は、当該地方公共団体実行計画において前項各号に掲げる事項を定めることができる。
- 七 促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が第三項第一号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めた場合においては、当該基準に基づき、定めるものとする。
- 八 前項に規定する都道府県の基準は、環境省令で定めるところにより、同項の環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとする。
- 九 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配慮するものとする。
- 一〇 市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
- 一一 都道府県及び市町村（地方公共団体実行計画において、第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次項において同じ。）は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、

住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

12 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

13 都道府県又は市町村が地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項（都道府県にあっては、第七項に規定する都道府県の基準を含む。）又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする場合において、第二十二條第一項に規定する地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、当該都道府県又は市町村は、これらの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければならない。

14 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

15 第十項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

16 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

17 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関し意見を述べることができる。

18 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の特例）

第二十一条の二 市町村が、地方公共団体実行計画において、前条第五項第五号ロに掲げる事項に促進区域（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第五条第五項の農林水産省令で定める基準に適合する区域に限る。）においてその実施を促進する地域脱炭素化促進事業（同法第三条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この項において「再生可能エネルギー発電設備」という。）の整備を含むものに限る。）と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を定めた場合であって、当該地方公共団体実行計画のうち前条第五項各号に掲げる事項が同法第四条第一項に規定する基本方針に適合するときは、当該地方公共団体実行計画に定められた再生可能エネルギー発電設備の整備（当該市町村が作成した同法第五条第一項に規定する基本計画（以下この項において「基本計画」という。）に定められているものを除く。）については、当該地方公共団体実行計画を基本計画とみなして、同法第七条（第四項第一号、第三号、第四号及び第七号から第九号まで、第五項、第六項、第七項第一号、第二号及び第四号並びに第九項から第十五項までを除く。）、第八条、第十条、第十二条及び第十三条の規定を適用する。この場合において、同法第七条第一項中「再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者」とあるのは、「地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二條の二第三項の規定により認定された同条第一項に規定する地域脱炭素化促進事業計画に従って再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者」とする。

2 前項に規定する場合においては、市町村は、地方公共団体実行計画において、前条第二項各号、第三項各号及び第五項各号に掲げる事項のほか、当該市町村が行う農林地所有権移転等促進事業（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第五条第四項に規定する農林地所有権移転等促進事業をいう。）に関する同法第五条第四項各号に掲げる事項を定めることができる。

3 地方公共団体実行計画において前項に規定する事項を定めた市町村については、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第十六条第一項に規定する計画作成市町村とみなして、同条から第十九条までの規定を適用する。この場合において、同法第十六条第一項及び第三項第一号中「基本計画」とあるのは、「地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一條の二第一項の規定により基本計画とみなされた地方公共団体実行計画」とする。

（地方公共団体実行計画協議会）

第二十二條 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画の策定及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「地方公共団体実行計画協議会」という。）を組織することができる。

2 地方公共団体実行計画協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び市町村
- 二 関係行政機関、関係地方公共団体、第三十七條第一項に規定する地球温暖化防止活動推進員、第三十八條第一項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センター、地域脱炭素化促進事業を行うと見込まれる者その他の事業者、住民その他の当該地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者
- 三 学識経験者その他の当該都道府県及び市町村が必要と認める者

3 主務大臣は、地方公共団体実行計画の策定が円滑に行われるように、地方公共団体実行計画協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言、資料の提供その他の協力を行うことができる。

4 地方公共団体実行計画協議会において協議が調った事項については、地方公共団体実行計画協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画協議会の運営に関し必要な事項は、地方公共団体実行計画協議会が定める。

（地域脱炭素化促進事業計画の認定）

第二十二條の二 地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは当該地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、環境省令・農林水産省令・経済産

業省令・国土交通省令で定めるところにより、当該地域脱炭素化促進事業の実施に関する計画（以下「地域脱炭素化促進事業計画」という。）を作成し、地方公共団体実行計画（第二十一条第五項各号に掲げる事項が定められたものに限る。以下この条において同じ。）を策定した市町村（以下「計画策定市町村」という。）の認定を申請することができる。

2 地域脱炭素化促進事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 地域脱炭素化促進事業の目標（温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含む。）

三 地域脱炭素化促進事業の実施期間

四 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設の種類の種類及び規模その他の当該地域脱炭素化促進施設の整備の内容

五 前号の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容

六 第四号の整備及び前号の取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲

七 第四号の整備及び第五号の取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

八 第四号の整備と併せて実施する次に掲げる取組に関する事項

イ 地域の環境の保全のための取組

ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

九 その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項

3 計画策定市町村は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 地域脱炭素化促進事業計画の内容が地方公共団体実行計画に適合するものであること。

二 地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

4 計画策定市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画に記載された第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該地域脱炭素化促進事業計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。

一 温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第三条第一項又は第十一条第一項の許可を受けなければならない行為 都道府県知事

二 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林（保安林（同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。）並びに同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林（森林法第二条第一項に規定する森林をいう。）を除く。第二十二條の七第一項において「対象民有林」という。）において行う行為であって、森林法第十条の二第一項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事

三 保安林において行う行為であって、森林法第三十四条第一項又は第二項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事

四 農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この号において同じ。）の目的に供される土地をいう。以下同じ。）を農地以外のものにし、又は農用地（農地又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する行為であって、同法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事

五 国立公園（自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第二号に規定する国立公園をいう。第二十二條の九において同じ。）の区域内において行う行為であって、同法第二十条第三項の許可を受けなければならないもの又は同法第三十三条第一項の届出をしなければならないもの 環境大臣

六 国立公園（自然公園法第二条第三号に規定する国立公園をいう。第二十二條の九において同じ。）の区域内において行う行為であって、同法第二十条第三項の許可を受けなければならないもの又は同法第三十三条第一項の届出をしなければならないもの 都道府県知事

七 宅地造成等工事規制区域（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十条第一項の宅地造成等工事規制区域をいう。第二十二條の十第一項において同じ。）内において行う行為であって、同法第十二条第一項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事

八 特定盛土等規制区域（宅地造成及び特定盛土等規制法第二十六条第一項の特定盛土等規制区域をいう。第二十二條の十第二項において同じ。）内において行う行為であって、同法第三十条第一項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事

九 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十三条の二（同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の登録を受けなければならない行為 河川管理者（同法第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者（同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市の長が同条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。）に係る同法第二十三条の二の登録を行う場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長）をいう。第八項において同じ。）

十 熱回収（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第九条の二の四第一項に規定する熱回収をいう。第二十二條の十二第一項において同じ。）を行う行為（申請者が同法第九条の二の四第一項又は第十五條の三の三第一項の認定を受けることを希望する場合に限る。） 都道府県知事

十一 指定区域（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五條の十七第一項の指定区域をいう。第二十二條の十二第二項において同じ。）内において行う行為であつて、同法第十五條の十九第一項の届出をしなければならないもの 都道府県知事

5 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、前項の同意をするものとする。

一 前項第一号に掲げる行為 温泉法第四条第一項（同法第十一条第二項又は第三項において読み替へて準用する場合を含む。）の規定により同法第三条第一項又は第十一条第一項の許可をしなければならない場合に該当すること。

二 前項第二号に掲げる行為 森林法第十条の二第二項の規定により同条第一項の許可をしなければならない場合に該当すること。

三 前項第三号に掲げる行為 森林法第三十四条第三項若しくは第四項の規定により同条第一項の許可をしなければならない場合又は同条第五項の規定により同条第二項の許可をしなければならない場合に該当すること。

四 前項第七号に掲げる行為 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二條第二項の規定により同条第一項の許可をしなければならない場合に該当しないこと。

五 前項第八号に掲げる行為 宅地造成及び特定盛土等規制法第三十條第二項の規定により同条第一項の許可をしなければならない場合に該当しないこと。

六 前項第十号に掲げる行為 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第一項又は第十五條の三の三第一項の認定を受けることができる場合に該当すること。

6 都道府県知事は、第四項第四号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が、次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、第四項の同意をするものとする。

一 農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第四条第六項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

二 農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法第五条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

7 環境大臣又は都道府県知事は、第四項第五号又は第六号に掲げる行為（自然公園法第二十條第三項の許可に係るものに限る。）に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が、同条第四項の規定により同条第三項の許可をしなければならない場合に該当しないと認めるときは、第四項の同意をするものとする。

8 河川管理者は、第四項第九号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画の協議があつた場合において、当該協議に係る第二項第四号の整備に係る行為が、河川法第二十三條の四の規定により同法第二十三條の二の登録を拒否しなければならない場合に該当しないと認めるときは、第四項の同意をするものとする。

9 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があつた場合において、第四項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者に協議しなければならない。

一 第四項第一号に掲げる行為（隣接都府県における温泉（温泉法第二条第一項に規定する温泉をいう。）の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがある場合に限る。） 環境大臣

二 第四項第四号に掲げる行為（当該行為に係る土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる場合に限る。） 農林水産大臣

10 環境大臣は、前項第一号の規定による協議を受けたときは、関係都府県の利害関係者の意見を聴かなければならない。

11 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があつた場合において、第四項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

一 第四項第一号に掲げる行為 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条第一項の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関

二 第四項第二号に掲げる行為 都道府県森林審議会

三 第四項第四号に掲げる行為 農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。次項及び第十三項において同じ。）

12 農業委員会は、前項（第三号に係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。）の規定により意見を述べようとするとき（前項の協議に係る同号に掲げる行為が三十アールを超える農地が含まれる土地に係るものであるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第四十三條第一項に規定する都道府県機構（次項において「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二條第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

13 前項に定めるもののほか、農業委員会は、第十一項の規定により意見を述べるため必要があると認めるとき

は、都道府県機構の意見を聴くことができる。

14 計画策定市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村（以下「指定市町村」という。）である場合における第三項及び第四項の規定の適用については、第三項中「要件」とあるのは「要件及び第六項各号に掲げる要件」と、第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第一号から第三号まで及び第五号から第十一号まで」とする。

15 第九項及び第十一項から第十三項までの規定は、指定市町村である計画策定市町村が地域脱炭素化促進事業計画（第四項第四号に掲げる行為に係る部分に限る。）について第三項の認定をしようとするときについて準用する。この場合において、第九項中「次の各号」とあるのは「第二号」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と、第十一項中「次の各号」とあるのは「第三号」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

16 計画策定市町村が指定都市等である場合における第三項及び第四項の規定の適用については、第三項中「要件」とあるのは「要件並びに第五項第四号及び第五号に定める要件」と、第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第一号から第六号まで及び第九号から第十一号まで」とする。

17 計画策定市町村が都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十七条の二第一項の規定によりその長が同項に規定する宅地造成等関係行政事務を処理する市町村である場合における第三項及び第四項の規定の適用については、第三項中「要件」とあるのは「要件及び第五項第四号に定める要件」と、第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第一号から第六号まで及び第八号から第十一号まで」とする。

18 計画策定市町村が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条の二第一項の政令で定める市である場合における第三項及び第四項の規定の適用については、第三項中「要件」とあるのは「要件及び第五項第六号に定める要件」と、第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第一号から第九号まで」とする。

19 計画策定市町村は、第三項の規定による認定をしたときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、速やかに、その旨を通知するとともに、当該認定に係る地域脱炭素化促進事業計画に記載された事項のうち環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるものを公表するものとする。

（地域脱炭素化促進事業計画の変更等）

第二十二條の三 前条第三項の認定を受けた者（以下「認定地域脱炭素化促進事業者」という。）は、当該認定に係る地域脱炭素化促進事業計画を変更しようとするときは、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは当該地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、計画策定市町村の認定を受けなければならない。ただし、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定地域脱炭素化促進事業者は、前項ただし書の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を計画策定市町村に届け出なければならない。

3 計画策定市町村は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第三項の認定を取り消すことができる。

一 認定地域脱炭素化促進事業者が前条第三項の認定に係る地域脱炭素化促進事業計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定地域脱炭素化促進事業計画」という。）に従って地域脱炭素化促進事業を行っていないとき。

二 認定地域脱炭素化促進事業計画が前条第三項第一号から第三号までのいずれかに該当しないものとなったとき。

4 計画策定市町村は、前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に通知するとともに、公表するものとする。

5 前条第三項から第十九項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

（地域脱炭素化促進事業計画の認定の特例）

第二十二條の四 地方公共団体が、単独で又は当該地方公共団体以外の者と共同して、地域脱炭素化促進事業計画を作成し、又は変更しようとするときは、第二十二條の二第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、当該地域脱炭素化促進事業計画について当該地方公共団体が計画策定市町村の長と協議し、その協議が成立することをもって、第二十二條の二第三項又は前条第一項の認定があったものとみなす。

2 第二十二條の二第四項から第十九項までの規定は、計画策定市町村が前項の規定による協議を受けた場合について準用する。

（数市町村にわたる事項の処理等）

第二十二條の五 二以上の計画策定市町村の区域（第二十一條第六項の規定により地方公共団体実行計画において定められた促進区域内に限る。）内において地域脱炭素化促進事業を行おうとする者が、地域脱炭素化促進事業計画を作成し、第二十二條の二第三項の認定を受ける場合には、同条、第二十二條の三、第二十二條の十五及び第二十二條の十六の規定において計画策定市町村又は計画策定市町村の長の権限に属させた事項は、当該計画策定市町村が属する都道府県又は都道府県知事が処理する。

2 都道府県は、前項の規定により第二十二條の二第三項の認定（第二十二條の三第一項の規定による変更の認定を含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、あらかじめ当該認定に係る計画策定市町村の長に協議し、その同意を得なければならない。

3 計画策定市町村の長は、前項の規定による協議があった場合において、当該協議に係る地域脱炭素化促進事業計画が第二十二條の二第三項第一号に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、前項の同意をするものと

する。

4 都道府県が、第一項の規定により第二十二条の二第三項の認定をしようとする場合（計画策定市町村が指定市町村、指定都市等、都市再生特別措置法第八十七条の二第一項の規定によりその長が同項に規定する宅地造成等関係行政事務を処理する市町村又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条の二第一項の政令で定める市である場合を除く。）における第二十二条の二第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「要件」とあるのは「要件、第五項各号に定める要件、第六項各号に掲げる要件及び第七項に規定する要件」と、同条第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第五号及び第九号」とする。

5 都道府県が、第一項の規定により第二十二条の二第三項の認定をしようとする場合（計画策定市町村が指定市町村である場合に限る。）における同項並びに同条第四項及び第六項の規定の適用については、同条第三項中「要件」とあるのは「要件、第五項各号に定める要件及び第七項に規定する要件」と、同条第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第四号、第五号及び第九号」と、同項第四号及び同条第六項中「都道府県知事」とあるのは「指定市町村の長」とする。

6 都道府県が、第一項の規定により第二十二条の二第三項の認定をしようとする場合（計画策定市町村が指定都市等である場合に限る。）における同項から同条第五項までの規定の適用については、同条第三項中「要件」とあるのは「要件、第五項第一号から第三号まで及び第六号に定める要件、第六項各号に掲げる要件並びに第七項に規定する要件」と、同条第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第五号及び第七号から第九号まで」と、同項第七号及び第八号並びに同条第五項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市等の長」と、同項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第四号及び第五号」とする。

7 都道府県が、第一項の規定により第二十二条の二第三項の認定をしようとする場合（計画策定市町村が都市再生特別措置法第八十七条の二第一項の規定によりその長が同項に規定する宅地造成等関係行政事務を処理する市町村である場合に限る。）における第二十二条の二第三項から第五項までの規定の適用については、同条第三項中「要件」とあるのは「要件、第五項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に定める要件、第六項各号に掲げる要件並びに第七項に規定する要件」と、同条第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第五号、第七号及び第九号」と、同項第七号及び同条第五項中「都道府県知事」とあるのは「都市再生特別措置法第八十七条の二第一項の規定によりその長が同項に規定する宅地造成等関係行政事務を処理する市町村の長」と、同項中「次の各号」とあり、及び「それぞれ当該各号」とあるのは「第四号」とする。

8 都道府県が、第一項の規定により第二十二条の二第三項の認定をしようとする場合（計画策定市町村が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条の二第一項の政令で定める市である場合に限る。）における第二十二条の二第三項から第五項までの規定の適用については、同条第三項中「要件」とあるのは「要件、第五項第一号から第五号までに定める要件、第六項各号に掲げる要件及び第七項に規定する要件」と、同条第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第五号及び第九号から第十一号まで」と、同項第十号及び第十一号中「都道府県知事」とあるのは「同法第二十四条の二第一項の政令で定める市の長」と、同条第五項中「都道府県知事」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条の二第一項の政令で定める市の長」と、「次の各号」とあり、及び「それぞれ当該各号」とあるのは「第六号」とする。

9 第二十二条の二第九項から第十三項までの規定は、都道府県が第一項の規定により地域脱炭素化促進事業計画（第五項に規定する場合にあっては、同条第四項第四号に掲げる行為に係る部分を除く。）について同条第三項の認定をしようとするときについて準用する。

10 第二十二条の二第九項及び第十一項から第十三項までの規定は、第五項に規定する場合において、指定市町村が地域脱炭素化促進事業計画（同条第四項第四号に掲げる行為に係る部分に限る。）について同条第四項の同意をしようとするときについて準用する。この場合において、同条第九項及び第十一項中「都道府県知事」とあるのは「指定市町村の長」と、同条第九項中「次の各号」とあり、及び「それぞれ当該各号」とあるのは「第二号」と、同条第十一項中「次の各号」とあり、及び「それぞれ当該各号」とあるのは「第三号」と読み替えるものとする。

（温泉法の特例）

第二十二条の六 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため温泉法第三条第一項又は第十一条第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、これらの許可があったものとみなす。

（森林法の特例）

第二十二条の七 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って対象民有林において第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため森林法第十条の二第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。

2 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って保安林において第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため森林法第三十四条第一項又は第二項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、これらの許可があったものとみなす。

（農地法の特例）

第二十二条の八 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があったものとみなす。

2 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組の用に供することを目的として農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について

所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があったものとみなす。

（自然公園法の特例）

第二十二條の九 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って国立公園又は国定公園の区域内において第二十二條の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため自然公園法第二十条第三項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。

2 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って国立公園又は国定公園の区域内において第二十二條の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組のため行う行為については、自然公園法第三十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

（宅地造成及び特定盛土等規制法の特例）

第二十二條の十 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って宅地造成等工事規制区域内において第二十二條の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。

2 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って特定盛土等規制区域内において第二十二條の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため宅地造成及び特定盛土等規制法第三十条第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。

（河川法の特例）

第二十二條の十一 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って第二十二條の二第二項第四号の整備のため河川法第二十三条の二の登録を受けなければならない行為を行う場合には、当該登録があったものとみなす。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例）

第二十二條の十二 認定地域脱炭素化促進事業者（第二十二條の二第一項若しくは第二十二條の三第一項の規定による申請又は第二十二條の四第一項の規定による協議において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第一項又は第十五條の三の三第一項の認定を受けることを希望していた者に限る。）が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って第二十二條の二第二項第四号の整備に係る行為として熱回収を行う場合には、これらの規定による認定があったものとみなす。

2 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って指定区域内において第二十二條の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組のため行う行為については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五條の十九第一項の規定は、適用しない。

（環境影響評価法の特例）

第二十二條の十三 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二章第一節の規定は、認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う第二十二條の二第二項第四号の整備（第二十一条第七項に規定する都道府県の基準が定められた都道府県の区域内において行うものに限る。）については、適用しない。

（援助）

第二十二條の十四 国及び都道府県は、市町村に対し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

（指導及び助言）

第二十二條の十五 計画策定市町村は、認定地域脱炭素化促進事業者に対し、認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる第二十二條の二第二項第四号の整備、同項第五号の取組並びに同項第八号イ及びロに掲げる取組の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（報告の徴収）

第二十二條の十六 計画策定市町村の長は、認定地域脱炭素化促進事業者に対し、認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる第二十二條の二第二項第四号の整備、同項第五号の取組並びに同項第八号イ及びロに掲げる取組の実施状況について報告を求めることができる。

## 第五章 事業活動に伴う排出削減等

（事業活動に伴う排出削減等）

第二十三條 事業者は、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の量の削減等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない。

（日常生活における排出削減への寄与）

第二十四條 事業者は、国民が日常生活において利用する製品又は役務（以下「日常生活用製品等」という。）の製造、輸入若しくは販売又は提供（以下「製造等」という。）を行うに当たっては、その利用並びに資材及び原材料の調達、製造、輸入、販売又は提供、廃棄その他の取扱い（以下「利用等」という。）に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用等に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 日常生活用製品等の製造等を行う事業者は、前項に規定する情報の提供を行うに当たっては、必要に応じ、日常生活における利用等に伴って温室効果ガスの排出がされる製品又は役務について当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行う団体その他の国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減のための措置の実施を支援する役務の提供を行う者の協力を得つつ、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

(排出削減等指針)

第二十五条 主務大臣は、前二条の規定により事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(温室効果ガス算定排出量の報告)

第二十六条 事業活動(国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この条において同じ。)に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの(以下「特定排出者」という。)は、毎年度、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項(当該特定排出者が政令で定める規模以上の事業所を設置している場合にあっては、当該事項及び当該規模以上の事業所ごとに主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項)を当該特定排出者に係る事業を所管する大臣(以下「事業所管大臣」という。)に報告しなければならない。

2 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、当該事業に加盟する者(以下この項において「加盟者」という。)が設置している事業所における温室効果ガスの排出に関する事項であって主務省令で定めるものに係る定めがあるもの(以下この項において「連鎖化事業」という。)を行う者(以下この項において「連鎖化事業者」という。)については、その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所における事業活動を当該連鎖化事業者の事業活動とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「事業所を設置している場合」とあるのは、「事業所を設置している場合(次項に規定する加盟者が同項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置している場合を含む。)」とする。

3 この章において「温室効果ガス算定排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量として政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量を用いる。

(権利利益の保護に係る請求)

第二十七条 特定排出者は、前条第一項の規定による報告に係る温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益(以下「権利利益」という。)が害されるおそれがあると思料するときは、当該温室効果ガス算定排出量に代えて、当該特定排出者に係る温室効果ガス算定排出量を主務省令で定めるところにより合計した量をもって次条第一項の規定による通知を行うよう事業所管大臣に請求を行うことができる。

2 特定排出者は、前項の請求を行うときは、前条第一項の規定による報告と併せて、主務省令で定めるところにより、その理由を付して行わなければならない。

3 事業所管大臣は、第一項の請求を認める場合には、その旨の決定をし、当該請求を行った特定排出者に対し、その旨を通知するものとする。

4 事業所管大臣は、第一項の請求を認めない場合には、その旨の決定をし、当該決定後直ちに、当該請求を行った特定排出者に対し、その旨及びその理由を通知するものとする。

5 前二項の決定は、第一項の請求があった日から三十日以内にするものとする。

6 前項の規定にかかわらず、事業所管大臣は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項の期間を三十日以内に限り延長することができる。

(報告事項の通知等)

第二十八条 事業所管大臣は、第二十六条第一項の規定による報告があったときは、当該報告に係る事項について環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、次に掲げるところにより、行うものとする。

一 前条第一項の請求がないときは、遅滞なく、当該報告に係る事項を通知すること。

二 前条第一項の請求があった場合において、同条第三項の決定をしたときは、遅滞なく、当該報告に係る事項(当該事項のうち当該決定に係る温室効果ガス算定排出量については、これに代えて当該特定排出者に係る温室効果ガス算定排出量を同条第一項の主務省令で定めるところにより合計した量)を通知すること。

三 前条第一項の請求があった場合において、同条第四項の決定をしたときは、同項の規定による特定排出者への通知の日から二週間を経過した日以後速やかに、当該報告に係る事項を通知すること。

3 事業所管大臣は、第二十六条第一項の規定による報告があったときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、当該報告に係る温室効果ガス算定排出量を集計するものとする。

4 事業所管大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計した結果を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。ただし、当該集計結果が通知されることにより、前条第三項の決定に係る特定排出者の権利利益が害されるおそれがあるときは、当該集計結果に係る温室効果ガス算定排出量については、これに代えて、これを主務省令で定めるところにより合計した量を通知するものとする。

(報告事項の公表等)

第二十九条 環境大臣及び経済産業大臣は、前条第一項の規定により通知された事項について、遅滞なく、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、電子計算機に備えられたファイルに記録するとともに、当該ファイルに記録された事項を公表するものとする。

2 環境大臣及び経済産業大臣は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、前条第四項の規定により通知された事項を集計するものとする。この場合において、環境大臣及び経済産業大臣は、当該集計の用に供するため、関係事業所管大臣に対し、第二十七条第三項の決定に係る特定排出者の権利利益の保護に支障がない

ことを確認した上で、前条第三項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量を主務省令で定めるところにより合計した量を通知するよう求めることができる。

3 環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、前項の規定により集計した結果を公表するものとする。

#### 第三十条及び第三十一条 削除

(情報の提供等)

第三十二条 特定排出者は、主務省令で定めるところにより、第二十六条第一項の規定による報告に添えて、第二十九条第一項及び第三項の規定により公表される情報に対する理解の増進に資するため、事業所管大臣に対し、当該報告に係る温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供することができる。

2 事業所管大臣は、前項の規定により提供された情報を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

3 環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、前項の規定により通知された情報について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、電子計算機に備えられたファイルに記録するとともに、当該ファイルに記録された事項を公表するものとする。

(技術的助言等)

第三十三条 主務大臣は、温室効果ガス算定排出量の算定の適正な実施の確保又は自主的な温室効果ガスの排出量の削減等の促進に資するため、特定排出者に対し必要な技術的助言、情報の提供その他の援助を行うものとする。

(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律との関係)

第三十四条 特定排出者から、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十六条第一項(同法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第二十八条第一項(同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第四十条第一項(同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第八十四条第三項、第八十五条第三項、第八十六条第三項、第八十七条第一項(同法第四十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第九十一条第一項(同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第九十六条第一項(同法第四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第一百零一条第一項(同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第一百零六条第一項(同法第四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は同法第四十五条第一項の規定による報告があったときは、第二十六条から前条まで及び第六十四条の規定の適用については、当該報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分(同法第三十一条第二項に規定する認定管理統括事業者、同法第一百七条第二項に規定する認定管理統括荷主及び同法第三十四条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者にあつては、当該者に係る部分に限る。)は、エネルギー(同法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。次項及び次条において同じ。)の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての第二十六条第一項の規定による報告とみなす。この場合において、同項中「当該特定排出者に係る事業を所管する大臣」とあるのは、同法第十六条第一項(同法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第二十八条第一項(同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は同法第四十条第一項(同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十六条第一項(同法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第二十八条第一項(同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は同法第四十条第一項(同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に規定する主務大臣」と、同法第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣」と、同法第八十七条第一項(同法第四十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第九十一条第一項(同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第九十六条第一項(同法第四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は同法第四十五条第一項の規定による報告については「国土交通大臣」と、同法第一百零一条第一項(同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は同法第一百零六条第一項(同法第四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第一百零一条第一項(同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は同法第一百零六条第一項(同法第四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に規定する主務大臣」とするほか、第二十六条から前条まで及び第六十四条の規定の適用に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

2 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第三十一条第二項に規定する認定管理統括事業者であつて同項第二号に規定する管理関係事業者のうちに特定排出者を含むもの、同法第一百七条第二項に規定する認定管理統括荷主であつて同項第二号に規定する管理関係荷主のうちに特定排出者を含むもの又は同法第三十四条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者であつて同項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者のうちに特定排出者を含むものから、同法第四十条第一項(同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第八十六条第三項、同法第九十一条第一項(同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は同法第三十六條第一項(同法第四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告があったときは、第二十六条から前条まで及び第六十四条の規定の適用については、当該報告のうち当該管理関係事業者、当該管理関係荷主又は当該管理関係貨客輸送事業者であつ

て特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分は、当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての第二十六条第一項の規定による報告とみなす。この場合において、同項中「当該特定排出者に係る事業を所管する大臣」とあるのは、同法第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務大臣」と、同法第八十六条第三項の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十六条第三項に規定する主務大臣」と、同法第一百九条第一項（同法第二百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第一百九条第一項（同法第二百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務大臣」と、同法第一百三十六条第一項（同法第一百四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告については「国土交通大臣」とするほか、第二十六条から前条まで及び第六十四条の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報の提供）

第三十五条 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者は、その供給の相手方に対し、その供給したエネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

（事業者の事業活動に関する計画等）

第三十六条 事業者は、その事業活動に関し、地球温暖化対策計画の定めるところに留意しつつ、単独で又は共同して、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出量の削減等に寄与するための措置を含む。）に関する計画を作成し、これを公表するように努めなければならない。

2 前項の計画の作成及び公表を行った事業者は、地球温暖化対策計画の定めるところに留意しつつ、単独で又は共同して、同項の計画に係る措置の実施の状況を公表するように努めなければならない。

第六章 株式会社脱炭素化支援機構による対象事業活動の支援等

第一節 総則

（機構の目的）

第三十六条の二 株式会社脱炭素化支援機構は、温室効果ガスの排出量の削減等を行う事業活動（他の者の温室効果ガスの排出量の削減等に寄与する事業活動を含む。）及び当該事業活動を支援する事業活動（以下「対象事業活動」という。）に対し、資金供給その他の支援を行うことにより、地球温暖化の防止と我が国の経済社会の発展の統合的な推進を図りつつ脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする株式会社とする。

（数）

第三十六条の三 株式会社脱炭素化支援機構（以下「機構」という。）は、一を限り、設立されるものとする。

（株式の政府保有）

第三十六条の四 政府は、常時、機構が発行している株式（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この条において同じ。）の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有していなければならない。

（株式、社債及び借入金の認可等）

第三十六条の五 機構は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第九十九条第一項に規定する募集株式（第七十四条第一号において「募集株式」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（第三十六条の三十六及び同号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、環境大臣の認可を受けなければならない。

2 機構は、新株予約権の行使により株式を発行したときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

3 機構の借入金の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、機構の資本金及び準備金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額を超えることとなってはならない。

（政府の出資）

第三十六条の六 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

（商号）

第三十六条の七 機構は、その商号中に株式会社脱炭素化支援機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に脱炭素化支援機構という文字を用いてはならない。

第二節 設立

（定款の記載又は記録事項）

第三十六条の八 機構の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 機構の設立に際して発行する株式（以下「設立時発行株式」という。）の数（機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数）

二 設立時発行株式の払込金額（設立時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。）

三 政府が割当てを受ける設立時発行株式の数（機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数）

四 会社法第一百七条第一項第一号に掲げる事項

五 取締役会及び監査役を置く旨

六 第三十六条の二十三第一項各号に掲げる業務の完了により解散する旨

２ 機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録してはならない。

一 監査等委員会又は会社法第二条第十二号に規定する指名委員会等を置く旨

二 会社法第百三十九条第一項ただし書の別段の定め

（設立の認可等）

第三十六条の九 機構の発起人は、定款を作成し、かつ、発起人が割当てを受ける設立時発行株式を引き受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を環境大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第三十六条の十 環境大臣は、前条の規定による認可の申請があった場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 設立の手續及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款に虚偽の記載若しくは記録又は虚偽の署名若しくは記名押印（会社法第二十六条第二項の規定による署名又は記名押印に代わる措置を含む。）がないこと。

三 業務の運営が健全に行われ、対象事業活動の推進に寄与することが確実であると認められること。

２ 環境大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

（設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任）

第三十六条の十一 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第三項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（会社法の規定の読替え）

第三十六条の十二 会社法第三十条第二項、第三十四条第一項、第五十九条第一項第一号及び第九百六十三条第一項の規定の適用については、同法第三十条第二項中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社の成立前」とあるのは「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第三十六条の十第二項の認可の後株式会社脱炭素化支援機構の成立前は、定款」と、同法第三十四条第一項中「設立時発行株式の引受け」とあるのは「地球温暖化対策の推進に関する法律第三十六条の十第二項の認可の」と、同号中「定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名」とあるのは「地球温暖化対策の推進に関する法律第三十六条の十第二項の認可の年月日」と、同法第九百六十三条第一項中「第三十四条第一項」とあるのは「第三十四条第一項（地球温暖化対策の推進に関する法律第三十六条の十二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（会社法の規定の適用除外）

第三十六条の十三 会社法第三十条第一項及び第三十三条の規定は、機構の設立については、適用しない。

第三節 管理

（取締役及び監査役の選任等の決議）

第三十六条の十四 機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（取締役等の秘密保持義務）

第三十六条の十五 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（脱炭素化委員会の設置）

第三十六条の十六 機構に、脱炭素化委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の権限）

第三十六条の十七 委員会は、次に掲げる決定を行う。

一 第三十六条の二十五第一項の対象事業活動支援の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容の決定

二 第三十六条の二十七第一項の株式等又は債権の譲渡その他の処分決定

三 前二号に掲げるもののほか、会社法第百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定

２ 委員会は、前項第一号及び第二号に掲げる決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

（委員会の組織）

第三十六条の十八 委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織する。

２ 委員の中には、代表取締役及び社外取締役が、それぞれ一人以上含まなければならない。

３ 委員は、取締役会の決議により定める。

４ 委員の選定及び解職の決議は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

５ 委員は、それぞれ独立してその職務を執行する。

６ 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

７ 委員長は、委員会の会務を総理する。

８ 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員会の運営)

第三十六条の十九 委員会は、委員長(委員長に事故があるときは、前条第八項に規定する委員長の職務を代理する者。次項及び第三項において同じ。)が招集する。

2 委員会は、委員長が出席し、かつ、現に在任する委員の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

4 前項の規定による議決について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

5 前項の規定により議決に加わることができない委員の数は、第二項に規定する現に在任する委員の数に算入しない。

6 監査役は、委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

7 委員会の委員であって委員会によって選定された者は、第三項の規定による議決後、遅滞なく、当該議決の内容を取締役に報告しなければならない。

8 委員会の議事については、環境省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

9 前項の議事録が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項、次条第二項第二号及び第五十七条の六第二項において同じ。)をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、環境省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

10 前各項及び次条に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(委員会の議事録)

第三十六条の二十 機構は、委員会の日から十年間、前条第八項の議事録をその本店に備え置かなければならない。

2 株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を環境省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 債権者は、委員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4 裁判所は、第二項各号に掲げる請求又は前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、機構に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第二項又は前項の許可をすることができない。

5 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第五号に係る部分に限る。)、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。

6 取締役は、第一項の議事録について第二項各号に掲げる請求をすることができる。

(委員の登記)

第三十六条の二十一 機構は、委員を選定したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、委員の氏名を登記しなければならない。委員の氏名に変更を生じたときも、同様とする。

2 前項の規定による委員の選定の登記の申請書には、委員の選定及びその選定された委員が就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

3 委員の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

4 機構は、委員に選定された取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨を登記しなければならない。

(定款の変更)

第三十六条の二十二 機構の定款の変更の決議は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第四節 業務

(業務の範囲)

第三十六条の二十三 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 対象事業者(第三十六条の二十五第一項の規定により支援の対象となった事業者(民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)第二条に規定する有限責任事業組合又は外国の法令に基づいて設立された団体であってこれらの組合に類似するものを含む。以下この章において同じ。)をいう。以下同じ。)に対する出資

二 対象事業者に対する基金(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三百三十一条に規定する基金をいう。)の拠出

三 対象事業者に対する資金の貸付け

四 対象事業者が発行する有価証券(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下この号及び第十二号において同じ。)及び対象事業者が保有する有価証券の取得

- 五 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
  - 六 対象事業者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証
  - 七 対象事業者のためにする有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利に限る。）の募集又は私募
  - 八 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者その他の専門家の派遣
  - 九 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する助言
  - 十 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第二項に規定する知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。）の移転、設定若しくは許諾又は営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。）の開示
  - 十一 前号に掲げる業務のために必要な知的財産権の取得をし、若しくは移転、設定若しくは許諾を受け、又は営業秘密の開示を受けること。
  - 十二 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券（第三十六条の二十七において「株式等」という。）の譲渡その他の処分
  - 十三 債権の管理及び譲渡その他の処分
  - 十四 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査
  - 十五 対象事業活動を推進するために必要な調査及び情報の提供
  - 十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務
  - 十七 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務
- 2 機構は、前項第十七号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、環境大臣の認可を受けなければならない。

（支援基準）

第三十六条の二十四 環境大臣は、機構が対象事業活動の支援（前条第一項第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「対象事業活動支援」という。）の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容を決定するに当たって従うべき基準（以下この条及び次条第一項において「支援基準」という。）を定めるものとする。

2 環境大臣は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣及び対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣に協議しなければならない。

3 環境大臣は、第一項の規定により支援基準を定めるときは、これを公表するものとする。

（支援決定）

第三十六条の二十五 機構は、対象事業活動支援を行おうとするときは、支援基準に従って、その対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容を決定しなければならない。

2 機構は、対象事業活動支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、環境大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 環境大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を当該対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた大臣は、当該事業者の属する事業分野の実態を考慮して必要があると認めるときは、第二項の期間内に、機構に対して意見を述べることができる。

（支援決定の撤回）

第三十六条の二十六 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、前条第一項の規定による決定（次項において「支援決定」という。）を撤回しなければならない。

一 対象事業者が対象事業活動を行わないとき。

二 対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

2 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者に対し、その旨を通知しなければならない。

（株式等の譲渡その他の処分等）

第三十六条の二十七 機構は、その保有する対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ、環境大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 機構は、経済情勢、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、令和三十三年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

3 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、令和三十三年三月三十一日まででなければならない。

#### 第五節 国の援助等

（国の援助等）

第三十六条の二十八 環境大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者に対し、これらの者の行う事業の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、環境大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者の行う事業の円滑かつ確実

な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(財政上の措置等)

第三十六条の二十九 国は、対象事業活動支援その他の対象事業活動の円滑かつ確実な実施に寄与する事業を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 第六節 財務及び会計

(予算の認可)

第三十六条の三十 機構は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の予算を環境大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の予算には、その事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類を添付しなければならない。

(剰余金の配当等の決議)

第三十六条の三十一 機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財務諸表)

第三十六条の三十二 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を環境大臣に提出しなければならない。

(政府保証)

第三十六条の三十三 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の第三十六条の五第一項の社債又は借入れに係る債務について、保証契約をすることができる。

#### 第七節 監督

(監督)

第三十六条の三十四 機構は、環境大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十六条の三十五 環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(財務大臣との協議)

第三十六条の三十六 環境大臣は、第三十六条の五第一項(募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して社債を発行し、又は資金を借り入れようとするときに限る。)、第三十六条の十第二項、第三十六条の二十二、第三十六条の二十三第二項、第三十六条の三十第一項、第三十六条の三十一又は第三十六条の三十九の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(業務の実績に関する評価)

第三十六条の三十七 環境大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならない。

2 環境大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

#### 第八節 解散等

(機構の解散)

第三十六条の三十八 機構は、第三十六条の二十三第一項各号に掲げる業務の完了により解散する。

(合併等の決議)

第三十六条の三十九 機構の合併、分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

#### 第七章 地球温暖化対策の普及啓発等

(地球温暖化防止活動推進員)

第三十七条 都道府県知事及び指定都市等の長(以下「都道府県知事等」という。)は、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。

2 地球温暖化防止活動推進員は、次に掲げる活動を行う。

一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。

二 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。

三 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をする

こと。

四 温室効果ガスの排出の量の削減等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をする

こと。(地域地球温暖化防止活動推進センター)

第三十八条 都道府県知事等は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人であって、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県又は指定都市等にそれぞれ一を限って、地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」という。）として指定することができる。

2 地域センターは、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

一 地球温暖化の現状、地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、事業者及び住民に対する啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。

二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

三 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。

四 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。

五 地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をすること。

六 前各号の事業に附帯する事業

3 都道府県知事の指定する地域センターは、前項に規定する事業のほか、当該都道府県の区域内の指定都市等の長が指定する地域センターの事業について連絡調整を図るものとする。

4 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該地域センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

6 地域センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項第二号若しくは第三号に掲げる事業又は同項第六号に掲げる事業（同項第二号又は第三号に掲げる事業に附帯するものに限る。）に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 第一項の指定の手續その他地域センターに関し必要な事項は、環境省令で定める。

（全国地球温暖化防止活動推進センター）

第三十九条 環境大臣は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、全国地球温暖化防止活動推進センター（以下「全国センター」という。）として指定することができる。

2 全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

一 地球温暖化の現状、地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置についての二以上の都道府県の区域における啓発活動及び広報活動を行うとともに、二以上の都道府県の区域において地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。

二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を促進する方策の調査研究を行うこと。

三 前号に掲げるもののほか、地球温暖化及び地球温暖化対策に関する調査研究並びに情報及び資料の収集、分析及び提供を行うこと。

四 日常生活における利用等に伴って温室効果ガスの排出がされる製品又は役務について、当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行うこと。

五 地域センターの事業について連絡調整を図り、及びこれに従事する者に対する研修を行い、並びに地域センターに対する指導その他の援助を行うこと。

六 前各号の事業に附帯する事業

3 環境大臣は、第一項の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

4 前条第四項、第五項及び第七項の規定は、全国センターについて準用する。この場合において、同条第四項中「都道府県知事等」とあるのは「環境大臣」と、同条第五項中「都道府県知事等」とあるのは「環境大臣」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。（地球温暖化対策地域協議会）

第四十条 地方公共団体、地域センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等に関し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

（環境大臣による地球温暖化防止活動の促進）

第四十一条 環境大臣は、全国センター、地方公共団体、地域協議会その他関係団体と連携を図りつつ、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等に資

する生活様式等の改善その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動の促進に努めるものとする。

#### 第八章 森林等による吸収作用の保全等

第四十二条 政府及び地方公共団体は、地球温暖化対策計画に定められた温室効果ガスの吸収の量に関する目標を達成するため、森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）第十一条第一項に規定する森林・林業基本計画その他の森林の整備及び保全又は緑地の保全及び緑化の推進に関する計画に基づき、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るものとする。

#### 第九章 割当量口座簿等

（割当量口座簿の作成等）

第四十三条 環境大臣及び経済産業大臣は、京都議定書第七条4に基づく割当量の計算方法に関する国際的な決定（以下「割当量の計算方法に関する国際的な決定」という。）に従い、割当量口座簿を作成し、算定割当量の取得、保有及び移転（以下「算定割当量の管理」という。）を行うための口座（以下「管理口座」という。）を開設するものとする。

2 割当量口座簿は、その全部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製するものとする。

（算定割当量の帰属）

第四十四条 算定割当量の帰属は、この章の規定による割当量口座簿の記録により定まるものとする。

（割当量口座簿の記録事項）

第四十五条 割当量口座簿は、次に掲げる口座に区分する。

一 国の管理口座

二 国内に本店又は主たる事務所（以下「本店等」という。）を有する法人（以下「内国法人」という。）の管理口座

2 前項第二号の管理口座は、当該管理口座の名義人（当該管理口座の開設を受けた者をいう。以下「口座名義人」という。）ごとに区分する。

3 第一項第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一 口座名義人の名称、代表者の氏名、本店等の所在地その他環境省令・経済産業省令で定める事項

二 保有する算定割当量の種別（第二条第七項各号の種別をいう。以下同じ。）ごとの数量及び識別番号（算定割当量を一単位ごとに識別するために京都議定書の締約国又は気候変動に関する国際連合枠組条約の事務局（以下「事務局」という。）により付された文字及び数字をいう。第四十八条第三項第一号において同じ。）

三 前号の算定割当量の全部又は一部が信託財産であるときは、その旨

四 その他政令で定める事項

（管理口座の開設）

第四十六条 算定割当量の管理を行おうとする内国法人は、環境大臣及び経済産業大臣による管理口座の開設を受けなければならない。

2 管理口座は、一の内国法人につき一に限り開設を受けることができるものとする。

3 管理口座の開設を受けようとする内国法人は、その名称、代表者の氏名、本店等の所在地その他環境省令・経済産業省令で定める事項を記載した申請書を環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

4 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他環境省令・経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

5 環境大臣及び経済産業大臣は、第三項の規定による管理口座の開設の申請があった場合には、当該申請書又はその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があるときを除き、遅滞なく、管理口座を開設しなければならない。

6 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により管理口座を開設したときは、遅滞なく、当該管理口座において算定割当量の管理を行うために必要な事項をその口座名義人に通知しなければならない。

（変更の届出）

第四十七条 口座名義人は、その名称、代表者の氏名、本店等の所在地その他環境省令・経済産業省令で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を環境大臣及び経済産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出があった場合には、環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、当該記録を変更するものとする。

3 前条第六項の規定は、前項の記録の変更について準用する。

（振替手続）

第四十八条 算定割当量の取得及び移転（以下この章及び第六十二条第二号において「振替」という。）は、この条に定めるところにより、環境大臣及び経済産業大臣が、割当量口座簿において、当該算定割当量についての減少又は増加の記録をすることにより行うものとする。

2 算定割当量の振替の申請は、振替によりその管理口座において減少の記録がされる口座名義人が、環境大臣及び経済産業大臣に対して行うものとする。

3 前項の申請をする口座名義人（以下「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該振替において減少又は増加の記録がされるべき算定割当量の種別ごとの数量及び識別番号

二 当該振替により増加の記録がされるべき管理口座（以下「振替先口座」という。）

三 振替先口座が国の管理口座である場合には、当該振替の目的が次の各号のいずれに該当するかの別

イ 取消し（割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、算定割当量を京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行に用いることができない状態にすることをいう。）

ロ 次条第二項の義務を履行する目的

ハ イ及びロに掲げる目的以外の目的

4 第二項の申請があった場合には、環境省令・経済産業省令で定める場合を除き、環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、次に掲げる措置をとらなければならない。

一 申請人の管理口座の前項第一号の算定割当量についての減少の記録

二 振替先口座の前項第一号の算定割当量についての増加の記録

5 事務局から割当量口座簿における管理口座への算定割当量の振替を行う旨の通知があった場合には、割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣は、当該管理口座の当該算定割当量についての増加の記録をするものとする。

6 算定割当量の振替は、第二項から前項までの規定によるもののほか、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、環境大臣及び経済産業大臣に対する官庁又は公署の囑託により行うことができる。

（植林事業に係る認証された排出削減量に係る措置）

第四十九条 環境大臣及び経済産業大臣は、植林事業に係る認証された排出削減量に関する国際的な決定（京都議定書第十二条3（b）に規定する認証された排出削減量のうち新規植林事業又は再植林事業から生ずるものの取扱いに関する国際的な決定をいう。以下この項において同じ。）に基づき、事務局から特定認証排出削減量（京都議定書第十二条3（b）に規定する認証された排出削減量のうち植林事業に係る認証された排出削減量に関する国際的な決定に基づくものであって、環境省令・経済産業省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）に係る森林の滅失等に伴う措置を求める通知があった場合には、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、当該通知に係る特定認証排出削減量を保有する口座名義人に対し、期限を定めて、当該通知に係る特定認証排出削減量又は当該通知に係る特定認証排出削減量と同量の算定割当量（環境省令・経済産業省令で定めるものを除く。次項において同じ。）の国の管理口座への移転を求める旨の通知をするものとする。

2 前項の通知を受けた口座名義人は、移転の期限までに、当該通知に係る特定認証排出削減量又は当該通知に係る特定認証排出削減量と同量の算定割当量の国の管理口座への移転を行わなければならない。

（算定割当量の譲渡の効力発生要件）

第五十条 算定割当量の譲渡は、第四十八条の規定に基づく振替により、譲受人がその管理口座に当該譲渡に係る算定割当量の増加の記録を受けなければ、その効力を生じない。

（質権設定の禁止）

第五十一条 算定割当量は、質権の目的とすることができない。

（算定割当量の信託の対抗要件）

第五十二条 算定割当量については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその管理口座において第四十五条第三項第三号の規定による記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

（保有の推定）

第五十三条 国又は口座名義人は、その管理口座における記録がされた算定割当量を適法に保有するものと推定する。

（善意取得）

第五十四条 第四十八条（第五項を除く。）の規定に基づく振替によりその管理口座において算定割当量の増加の記録を受けた国又は口座名義人は、当該算定割当量を取得する。ただし、国又は当該口座名義人に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（割当量口座簿に記録されている事項の証明の請求）

第五十五条 口座名義人は、環境大臣及び経済産業大臣に対し、割当量口座簿の自己の管理口座に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

（勧告及び命令）

第五十六条 環境大臣及び経済産業大臣は、正当な理由がなくて第四十九条第二項に規定する国の管理口座への移転を行わない口座名義人があるときは、当該口座名義人に対し、期限を定めて、その移転を行うべき旨の勧告をすることができる。

2 環境大臣及び経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた口座名義人が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該口座名義人に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（環境省令・経済産業省令への委任）

第五十七条 この章に定めるもののほか、割当量口座簿における管理口座の開設及び算定割当量の管理その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、環境省令・経済産業省令で定める。

第九章の二 国際協力排出削減量の記録、管理等

第一節 国際協力排出削減量の記録等

（国際温室効果ガス排出削減等協力事業の実施）

第五十七条の二 国際温室効果ガス排出削減等協力事業を実施しようとする者は、主務省令で定めるところにより、国際温室効果ガス排出削減等協力事業の設計に係る事項を記載した書類（次項及び次条第二項第一号において「事業設計書」という。）その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出するものとする。

2 国際温室効果ガス排出削減等協力事業を実施しようとする者は、事業設計書の内容が妥当であることについて、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、認定検証機関（次条第二項に規定する認定検証機関をいう。次項において同じ。）の確認を受けなければならない。

3 第一項の規定により提出する書類には、認定検証機関が前項の規定により行った確認の結果を記載した報告書を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定により提出された書類の内容を確認するとともに、当該国際温室効果ガス排出削減等協力事業の実施について、当該相手国の権限ある当局と協議するものとする。

5 主務大臣は、前項の規定による協議の結果、当該相手国の権限ある当局の同意があった場合は、速やかに、その旨を当該国際温室効果ガス排出削減等協力事業を実施しようとする者に通知するものとする。

（認定検証機関）

第五十七条の三 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、次項に規定する業務を適正かつ確実に実施することができる認められる者として主務省令で定める要件に該当するものを、その申請により、当該業務を行う者として認定するものとする。

2 前項の認定を受けた者（以下「認定検証機関」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 事業設計書の内容の妥当性の確認
- 二 削減等が行われた温室効果ガスの量の検証
- 三 前二号の業務に附帯する業務

3 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、認定検証機関が第一項に規定する要件に適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（削減等が行われた温室効果ガスの量の検証及び記録）

第五十七条の四 第五十七条の二第五項の規定による通知を受けた者（以下「排出削減等協力事業者」という。）は、主務省令で定めるところにより、国際協力排出削減量口座簿に開設された口座にその実施した国際温室効果ガス排出削減等協力事業による国際協力排出削減量の増加の記録をすることについての申請書を主務大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 第五十七条の六第一項の規定により国際協力排出削減量口座簿に開設された口座のうち、国際協力排出削減量の増加の記録をしようとする口座
- 二 前号に掲げる口座が法人等保有口座である場合にあっては、第五十七条の八第一項に規定する法人等保有口座名義人の名称
- 三 増加の記録に係る国際協力排出削減量の数量
- 四 その他主務省令で定める事項

3 排出削減等協力事業者は、第一項の申請書に係る国際温室効果ガス排出削減等協力事業により削減等が行われた温室効果ガスの量について、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、認定検証機関の検証を受けなければならない。

4 第一項の規定により提出する申請書には、認定検証機関が前項の規定により行った検証の結果を記載した報告書を添付しなければならない。

5 主務大臣は、第一項の規定により提出された申請書の内容を踏まえ、当該相手国の権限ある当局と協議して、その同意があった場合は、第二項第一号に掲げる口座に国際協力排出削減量の増加の記録をすることができる。

6 主務大臣は、前項の規定により国際協力排出削減量の増加の記録をしたときは、その旨を第一項の申請書を提出した排出削減等協力事業者に通知するものとする。

（円滑な実施のための措置）

第五十七条の五 主務大臣は、第五十七条の二第四項及び第五項、第五十七条の三第一項及び第三項並びに前条第五項及び第六項に規定する主務大臣の事務その他国際温室効果ガス排出削減等協力事業の実施に係る事務の円滑な実施に資するよう、関係行政機関の長と相互に連携を図りながら協力し、相手国の権限ある当局と連携を図りつつ、当該事務の実施に関し必要な調整その他の措置を講ずるものとする。

第二節 国際協力排出削減量の管理

（国際協力排出削減量口座簿の作成等）

第五十七条の六 主務大臣は、国際協力排出削減量口座簿を作成し、国際協力排出削減量の取得、保有及び移転（以下「国際協力排出削減量の管理」という。）を行うため、次に掲げる口座を開設するものとする。

- 一 政府保有口座
- 二 法人等保有口座

2 国際協力排出削減量口座簿は、その全部を電磁的記録をもって調製するものとする。

（国際協力排出削減量の帰属）

第五十七条の七 国際協力排出削減量の帰属は、この章の規定による国際協力排出削減量口座簿の記録により定めるものとする。

（法人等保有口座の記録事項）

第五十七条の八 法人等保有口座は、当該法人等保有口座の名義人（当該法人等保有口座の開設を受けた者をいう。以下「法人等保有口座名義人」という。）ごとに区分する。

2 法人等保有口座には、次に掲げる事項を記録する。

- 一 口座番号
- 二 法人等保有口座名義人の名称、代表者の氏名及び本店等の所在地（排出削減等協力事業者である個人にあっては、氏名及び国際温室効果ガス排出削減等協力事業に係る事務所の所在地。次条第三項及び第五十七条の十第一項において同じ。）その他主務省令で定める事項
- 三 保有する国際協力排出削減量の数量及び識別番号（国際協力排出削減量を一単位ごとに識別するために主務大臣により付された文字及び数字をいう。第五十七条の十一第三項第一号において同じ。）
- 四 前号の国際協力排出削減量の全部又は一部が信託財産であるときは、その旨
- 五 その他政令で定める事項  
（法人等保有口座の開設）  
第五十七条の九 国際協力排出削減量の管理を行おうとする者（個人にあっては、排出削減等協力事業者である者に限る。次項において同じ。）は、国際協力排出削減量口座簿に、主務大臣による法人等保有口座の開設を受けなければならない。  
2 法人等保有口座は、一の国際協力排出削減量の管理を行おうとする者につき一に限り開設を受けることができるものとする。  
3 第一項の規定による法人等保有口座の開設を受けようとする者は、その名称、代表者の氏名及び本店等の所在地その他主務省令で定める事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。  
4 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。  
5 主務大臣は、第三項の規定による申請があった場合には、当該申請書又はその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があるときを除き、遅滞なく、法人等保有口座を開設しなければならない。  
6 主務大臣は、前項の規定により法人等保有口座を開設したときは、遅滞なく、当該法人等保有口座において国際協力排出削減量の管理を行うために必要な事項をその法人等保有口座名義人に通知しなければならない。  
（変更の届出）  
第五十七条の十 法人等保有口座名義人は、その名称、代表者の氏名及び本店等の所在地その他前条第三項の主務省令で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。  
2 前項の規定による届出があった場合には、主務大臣は、遅滞なく、当該記録を変更するものとする。  
3 前条第六項の規定は、前項の規定による記録の変更について準用する。  
（振替手続）  
第五十七条の十一 国際協力排出削減量の取得及び移転（以下この章及び第六十二条第五号において「振替」という。）は、この条に定めるところにより、主務大臣が、国際協力排出削減量口座簿において、当該国際協力排出削減量についての減少又は増加の記録をすることにより行うものとする。  
2 国際協力排出削減量の振替の申請は、振替によりその口座において減少の記録がされる法人等保有口座名義人が、主務大臣に対して電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、主務省令で定めるものをいう。）により行うものとする。  
3 前項の申請をする法人等保有口座名義人は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。  
一 当該振替において減少又は増加の記録がされるべき国際協力排出削減量の数量及び識別番号  
二 当該振替により増加の記録がされるべき口座  
三 当該振替の目的が次のいずれに該当するかの別  
イ 無効化（主務大臣が、我が国の国が決定する貢献のための利用を目的として、当該国際協力排出削減量を移転できない状態にすることをいう。第五十七条の十八第一項において同じ。）  
ロ 取消し（主務大臣が、イに掲げる目的以外の目的により、当該国際協力排出削減量を移転できない状態にすることをいう。）  
ハ イ及びロに掲げる目的以外の目的  
4 第二項の申請があった場合には、主務省令で定める場合を除き、主務大臣は、遅滞なく、次に掲げる措置をとらなければならない。  
一 第二項の申請を行った者の法人等保有口座の前項第一号の国際協力排出削減量についての減少の記録  
二 前項第二号の口座の同項第一号の国際協力排出削減量についての増加の記録  
（国際協力排出削減量の譲渡の効力発生要件）  
第五十七条の十二 国際協力排出削減量の譲渡は、前条の規定に基づく振替により、譲受人がその口座に当該譲渡に係る国際協力排出削減量の増加の記録を受けなければ、その効力を生じない。  
（質権設定の禁止）  
第五十七条の十三 国際協力排出削減量は、質権の目的とすることができない。  
（国際協力排出削減量の信託の対抗要件）  
第五十七条の十四 国際協力排出削減量については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその法人等保有口座において第五十七条の八第二項第四号の規定による記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。  
（保有の推定）  
第五十七条の十五 政府は、その政府保有口座における記録がされた国際協力排出削減量を適法に保有するものと推定する。  
2 前項の規定は、法人等保有口座名義人について準用する。この場合において、同項中「政府保有口座」とある

のは、「法人等保有口座」と読み替えるものとする。

(善意取得)

第五十七条の十六 第五十七条の十一の規定に基づく振替によりその口座において国際協力排出削減量の増加の記録を受けた政府又は法人等保有口座名義人は、当該国際協力排出削減量を取得する。ただし、政府又は法人等保有口座名義人に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項の証明の請求)

第五十七条の十七 法人等保有口座名義人は、主務大臣に対し、国際協力排出削減量口座簿の自己の法人等保有口座に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

(国が決定する貢献のための利用)

第五十七条の十八 無効化を行う国際協力排出削減量は、パリ協定第六条3の規定に基づく日本国及び当該国際協力排出削減量に係る相手国の承認を受けたものでなければならない。

2 前項に規定する国際協力排出削減量の我が国の国が決定する貢献のための利用については、パリ協定第六条2に規定する計算方法が適用されなければならない。

### 第三節 指定実施機関

(指定実施機関の指定)

第五十七条の十九 主務大臣は、その指定する者(以下「指定実施機関」という。)に、前二節の規定による主務大臣の事務(以下「国際協力排出削減量関係事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 指定実施機関の指定は、全国に一を限り、国際協力排出削減量関係事務を行おうとする者の申請により行う。

3 主務大臣は、第一項の規定により指定実施機関に国際協力排出削減量関係事務の全部又は一部を行わせるときは、その適正かつ確実な実施が確保されないおそれがあり、特に必要があると認めるときを除き、当該国際協力排出削減量関係事務の全部又は一部を行わないものとする。

4 指定実施機関は、主務省令で定めるところにより、国際協力排出削減量関係事務の一部を、主務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

(指定の基準)

第五十七条の二十 主務大臣は、前条第二項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 職員、国際協力排出削減量関係事務の実施の方法その他の事項についての国際協力排出削減量関係事務の実施に関する計画が国際協力排出削減量関係事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 その申請に係る指定実施機関となろうとする者が前号の国際協力排出削減量関係事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。

三 国際協力排出削減量関係事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって国際協力排出削減量関係事務が不公正になるおそれがないこと。

四 前三号に掲げるもののほか、国際協力排出削減量関係事務を適正かつ確実に行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

2 主務大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。

三 第五十七条の三十一第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第五十七条の二十二第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者(指定の公示等)

第五十七条の二十一 主務大臣は、第五十七条の十九第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

2 指定実施機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第五十七条の二十二 国際協力排出削減量関係事務に従事する指定実施機関の役員の選任及び解任は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 主務大臣は、指定実施機関の役員が、第五十七条の二十四第一項に規定する事務規程に違反する行為をしたとき、又は国際協力排出削減量関係事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定実施機関に対して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第五十七条の二十三 指定実施機関の役員及び職員(第五十七条の十九第四項の規定により委託を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)及びその職員その他の当該委託を受けた事務に従事する者を含む。次

項において同じ。)並びにこれらの者であった者は、国際協力排出削減量関係事務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 国際協力排出削減量関係事務に従事する指定実施機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(事務規程)

第五十七条の二十四 指定実施機関は、主務省令で定める国際協力排出削減量関係事務の実施に関する規程(以下この条及び第五十七条の三十一第二項第四号において「事務規程」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 事務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

- 一 国際協力排出削減量関係事務の範囲に関する事項
- 二 国際協力排出削減量関係事務の実施の方法に関する事項
- 三 国際協力排出削減量関係事務の適正かつ確実な実施を確保するための措置に関する事項
- 四 その他国際協力排出削減量関係事務に関し必要な事項として主務省令で定める事項

3 指定実施機関は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務規程を公表しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定により認可をした事務規程が国際協力排出削減量関係事務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、指定実施機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第五十七条の二十五 指定実施機関は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に(第五十七条の十九第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定実施機関は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、主務大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第五十七条の二十六 指定実施機関は、国際協力排出削減量関係事務以外の業務を行っている場合には、当該業務に係る経理と国際協力排出削減量関係事務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第五十七条の二十七 指定実施機関は、主務省令で定めるところにより、国際協力排出削減量関係事務に関する事項で主務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(監督命令)

第五十七条の二十八 主務大臣は、国際協力排出削減量関係事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定実施機関に対し、国際協力排出削減量関係事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十七条の二十九 主務大臣は、国際協力排出削減量関係事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定実施機関から国際協力排出削減量関係事務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、指定実施機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第三十六条の三十五第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(事務の休廃止)

第五十七条の三十 指定実施機関は、主務大臣の許可を受けなければ、国際協力排出削減量関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 主務大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第五十七条の三十一 主務大臣は、指定実施機関が第五十七条の二十第二項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、当該指定実施機関の指定を取り消さなければならない。

2 主務大臣は、指定実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定実施機関に対して、その指定を取り消し、又は期間を定めて国際協力排出削減量関係事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第五十七条の二十第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認められるとき。
- 二 第五十七条の二十一第二項、第五十七条の二十五、第五十七条の二十七又は前条第一項の規定に違反したとき。
- 三 第五十七条の二十二第二項、第五十七条の二十四第四項又は第五十七条の二十八の規定による命令に違反したとき。

四 第五十七条の二十四第一項の規定により認可を受けた事務規程によらないで国際協力排出削減量関係事務を行ったとき。

五 不正な手段により第五十七条の十九第一項の規定による指定を受けたとき。

3 主務大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により国際協力排出削減量関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定を取り消した場合における経過措置)

第五十七条の三十二 前条第一項又は第二項の規定により指定を取り消した場合において、主務大臣がその取消し後に新たに指定実施機関を指定したときは、取消しに係る指定実施機関の国際協力排出削減量関係事務に係る財産は、新たに指定を受けた指定実施機関に帰属する。

2 前項に定めるもののほか、前条第一項又は第二項の規定により指定を取り消した場合における国際協力排出削減関係事務に係る財産の管理その他所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。

（主務大臣による国際協力排出削減関係事務の実施）

第五十七条の三十三 主務大臣は、指定実施機関が第五十七条の三十第一項の規定により国際協力排出削減関係事務の全部若しくは一部を休止した場合、第五十七条の三十一第二項の規定により指定実施機関に対し国際協力排出削減関係事務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定実施機関が天災その他の事由により国際協力排出削減関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、第五十七条の十九第三項の規定にかかわらず、国際協力排出削減関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により国際協力排出削減関係事務を行うこととし、又は同項の規定により行っている国際協力排出削減関係事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 主務大臣が、第一項の規定により国際協力排出削減関係事務を行うこととし、第五十七条の三十第一項の規定により国際協力排出削減関係事務の廃止を許可し、又は第五十七条の三十一第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における国際協力排出削減関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、主務省令で定める。

第四節 主務省令への委任

第五十七条の三十四 この章に定めるもののほか、国際協力排出削減口座簿における口座の開設並びに国際協力排出削減量の増加の記録及び国際協力排出削減量の管理その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、パリ協定及び同協定以外の気候変動への対応に関する我が国が締結した国際約束の内容並びに同協定第十六条に規定する締約国会議の決定に適合するよう、主務省令で定める。

第十章 雑則

（措置の実施の状況の把握等）

第五十八条 政府は、地方公共団体及び民間団体等が温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）の実施の状況を自ら把握し、及び評価することに資するため、把握及び評価の手法の開発並びにその成果の普及に努めるものとする。

（温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の普及の促進）

第五十九条 政府は、白熱電球に代替する温室効果ガスの排出の量がより少ない光源の使用の促進、日常生活用製品等の製造等を行う者による当該日常生活用製品等の利用等に伴う温室効果ガスの排出の量に関する情報の提供の促進その他の温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律の施行に当たっての配慮）

第六十条 環境大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣は、この法律の施行に当たっては、事業者が自主的に行う算定割当量の取得及び国の管理口座への移転、事業者による国際温室効果ガス排出削減等協力事業に資する取組の実施、国際協力排出削減量の取得及び政府保有口座への移転並びに事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をするものとする。

（関係行政機関の協力）

第六十一条 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、温室効果ガスの排出の量の削減等に資する施策の実施に関し、地球温暖化対策の推進について必要な協力を求めることができる。

2 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

（手数料）

第六十二条 次に掲げる者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 第四十六条第三項の管理口座の開設の申請をする者
- 二 第四十八条第二項の振替の申請をする者
- 三 第五十五条の書面の交付を請求する者
- 四 第五十七条の九第三項の法人等保有口座の開設の申請をする者
- 五 第五十七条の十一第二項の振替の申請をする者
- 六 第五十七条の十七の書面の交付を請求する者

（経過措置）

第六十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

（主務大臣等）

第六十四条 この法律における主務大臣は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣とする。

- 一 国際協力排出削減量の増加の記録及び指定実施機関に係る事項 環境大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣
- 二 国際協力排出削減量の管理に係る事項 環境大臣及び経済産業大臣

2 この法律における主務省令は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣の発する命令とする。ただし、前章における主務省令は、前項各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定める主務大臣の発する命令とする。

3 内閣総理大臣は、この法律による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

4 この法律による環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣及び主務大臣の権限は、環境大臣の権限にあっては環境省令で定めるところにより、農林水産大臣の権限にあっては農林水産省令で定めるところにより、国土交通大臣の権限にあっては国土交通省令で定めるところにより、主務大臣の権限にあっては主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長にそれぞれ委任することができる。

5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（事務の区分）

第六十五条 この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第二十二條の二第四項第三号（第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（民有林（森林法第二条第三項に規定する民有林をいう。）にあっては、同法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林において行う行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。）

二 第二十二條の二第四項第四号（第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）及び第十一項第三号（第二十二條の三第五項、第二十二條の四第二項及び第二十二條の五第九項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。）

三 第二十二條の二第四項第九号（第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合並びに第二十二條の五第四項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務

四 第二十二條の二第四項第十号（第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五條の三の三第一項に係るものに限る。）

五 第二十二條の二第九項第二号（第二十二條の三第五項、第二十二條の四第二項及び第二十二條の五第九項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務

六 第二十二條の二第十五項（第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）及び第二十二條の五第十項において読み替えて準用する第二十二條の二第九項第二号の規定により指定市町村が処理することとされている事務

七 第二十二條の二第十五項（第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）及び第二十二條の五第十項において読み替えて準用する第二十二條の二第十一項第三号並びに第二十二條の五第五項の規定により読み替えて適用する第二十二條の二第四項第四号の規定により指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。）

八 第二十二條の五第八項の規定により読み替えて適用する第二十二條の二第四項第十号の規定により廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四條の二第一項の政令で定める市が処理することとされている事務（同法第十五條の三の三第一項に係るものに限る。）

## 第十一章 罰則

第六十六条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。第七十条及び第七十四条において同じ。）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の拘禁刑に処する。

2 前項の場合において、犯人が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第六十七条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第六十八条 第六十六条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法第二条の例に従う。

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十六条の十五の規定に違反して、その職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用した者

二 第五十七条の二十三第一項の規定に違反して、国際協力排出削減量関係事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用した者

第六十九条の二 第五十七条の三十一第二項の規定による国際協力排出削減量関係事務の停止の命令に違反した指定実施機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十条 第三十六条の三十五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十六条第三項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。

二 第五十七条の九第三項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。

第七十一条の二 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした指定実施機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十七条の二十七の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二 第五十七条の二十九第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第五十七条の三十第一項の規定による許可を受けなくて、国際協力排出削減量関係事務の全部を廃止したとき。

第七十二条 第二十二條の十六の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第三十八条第六項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十一条又は前条第一項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第三十六条の五第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

二 第三十六条の五第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかったとき。

三 第三十六条の二十一第一項又は第四項の規定に違反して、登記することを怠ったとき。

四 第三十六条の二十三第二項の規定に違反して、業務を行ったとき。

五 第三十六条の二十五第二項又は第三十六条の二十七第一項の規定に違反して、環境大臣に通知をしなかったとき。

六 第三十六条の三十第一項の規定に違反して、予算の認可を受けなかったとき。

七 第三十六条の三十二の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

八 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

第七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第二十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第四十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第五十六条第二項の規定による命令に違反した者

四 第五十七条の十第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第七十六条 第三十六条の七第二項の規定に違反して、その名称中に脱炭素化支援機構という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条、第二条第一項、第二項及び第四項並びに第三条から第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、京都議定書第十二条1に規定する低排出型の開発の制度を活用するための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 政府は、事業者による温室効果ガスの排出量その他の事業活動に伴って排出する温室効果ガスに係る情報に関し、投資、製品等の利用等その他の行為をするに当たって当該情報を利用する事業者、国民等に対する当該事業活動を行う事業者による提供の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、日常生活に関する温室効果ガスの排出を抑制する観点から、国民の生活様式等の改善を促進するために必要な施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第四条 政府は、令和十二年までに、長期的展望に立ち、国際的に認められた知見を踏まえ、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

# 【気候変動適応法】

平成三十年法律第五十号

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。）その他の気候の変動（以下「気候変動」という。）に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供、熱中症対策の推進その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「気候変動影響」とは、気候変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響をいう。

2 この法律において「気候変動適応」とは、気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることをいう。

3 この法律において「熱中症対策」とは、気候変動適応のうち、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するために国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業者若しくは国民が行う取組をいう。

### (国の責務)

第三条 国は、気候変動、気候変動影響及び気候変動適応（以下「気候変動等」という。）に関する科学的知見の充実及びその効率的かつ効果的な活用を図るとともに、気候変動適応に関する施策を総合的に策定し、及び推進するものとする。

2 国は、気候変動適応に関する施策の推進を図るため、並びに地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進並びに事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「事業者等」という。）の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、その区域における事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

### (事業者の努力)

第五条 事業者は、自らの事業活動を円滑に実施するため、その事業活動の内容に即した気候変動適応に努めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (国民の努力)

第六条 国民は、気候変動適応の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第二章 気候変動適応計画

### (気候変動適応計画の策定)

第七条 政府は、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画（以下「気候変動適応計画」という。）を定めなければならない。

2 気候変動適応計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 気候変動適応に関する施策の基本的方向

三 気候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用に関する事項

四 気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保に関する事項

五 気候変動適応の推進に関して国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）が果たすべき役割に関する事項

六 地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進に関する事項

七 事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進に関する事項

八 気候変動等に関する国際連携の確保及び国際協力の推進に関する事項

九 気候変動適応に関する施策の推進に当たっての関係行政機関相互の連携協力の確保に関する事項

十 第十六条第一項に規定する熱中症対策実行計画に関する基本的事項

十一 前各号に掲げるもののほか、気候変動適応に関する重要事項

3 環境大臣は、気候変動適応計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣は、気候変動適応計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、気候変動適応計画を公表しなければならない。

(気候変動適応計画の変更)

第八条 政府は、最新の第十条第一項に規定する気候変動影響の総合的な評価その他の事情を勘案して、気候変動適応計画について検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに、これを変更しなければならない。

2 前条第三項から第五項までの規定は、気候変動適応計画の変更について準用する。

(評価手法等の開発)

第九条 政府は、前条第一項の規定による検討に資するため、気候変動適応計画の実施による気候変動適応の進展の状況をより的確に把握し、及び評価する手法を開発するよう努めるものとする。

(気候変動影響の評価)

第十条 環境大臣は、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価に関する最新の科学的知見を踏まえ、おおむね五年ごとに、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。ただし、科学的知見の充実その他の事情により必要があると認めるときは、その期間を経過しない時においても、これを行うことができる。

2 前項の報告書を作成しようとするときは、環境大臣は、あらかじめ、その案を作成し、関係行政機関の長と協議しなければならない。

### 第三章 気候変動適応の推進

#### 第一節 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供等

(研究所による気候変動適応の推進に関する業務)

第十一条 研究所は、気候変動適応計画に従って、次の業務を行う。

一 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供(第二十条第一項の規定による調査に係るものを除く。)

二 都道府県又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対する次条に規定する地域気候変動適応計画の策定又は推進に係る技術的助言その他の技術的援助

三 第十三条第一項に規定する地域気候変動適応センターに対する技術的助言その他の技術的援助

#### 四 前三号の業務に附帯する業務

2 研究所は、国民一人一人が日常生活において得る気候変動影響に関する情報の有用性に留意するとともに、気候変動等に関する調査研究又は技術開発を行う国の機関又は独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)(第十四条第二項において「調査研究等機関」という。)と連携するよう努めるものとする。

3 環境大臣は、研究所に対し、第一項各号に掲げる業務に関し必要な助言を行うことができる。

(地域気候変動適応計画)

第十二条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画(その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。)を策定するよう努めるものとする。

(地域気候変動適応センター)

第十三条 都道府県及び市町村は、その区域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点(次項及び次条第一項において「地域気候変動適応センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

2 地域気候変動適応センターは、研究所との間で、収集した情報並びにこれを整理及び分析した結果の共有を図るものとする。

(気候変動適応広域協議会)

第十四条 地方環境事務所その他国の地方行政機関、都道府県、市町村、地域気候変動適応センター、事業者等その他の気候変動適応に関係を有する者は、広域的な連携による気候変動適応に関し必要な協議を行うため、気候変動適応広域協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、研究所又は調査研究等機関に対して、資料の提供、意見の開陳、これらの説明その他の協力を求めることができる。

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 協議会の庶務は、地方環境事務所において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(関連する施策との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、気候変動適応に関する施策の推進に当たっては、防災に関する施策、農林水産業の振興に関する施策、生物の多様性の保全に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。

#### 第二節 熱中症対策の推進

(熱中症対策実行計画の策定)

第十六条 政府は、気候変動適応計画に即して、熱中症対策の集中的かつ計画的な推進を図るため、熱中症対策の実行に関する計画(以下この条及び次条において「熱中症対策実行計画」という。)を定めなければならない。

2 熱中症対策実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 熱中症対策の推進に関する目標

三 前号の目標を達成するために必要な国及び地方公共団体の施策に関する事項

四 事業者及び国民による熱中症対策に係る取組の内容に関する事項

五 熱中症対策に関して独立行政法人環境再生保全機構が果たすべき役割に関する事項

六 その他熱中症対策実行計画の実施に関し必要な事項

3 第七条第三項から第五項までの規定は、熱中症対策実行計画の策定について準用する。

(熱中症対策実行計画の変更)

第十七条 政府は、熱中症による人の健康に係る被害の状況その他の事情を勘案して、熱中症対策実行計画について検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに、これを変更しなければならない。

2 第七条第三項から第五項までの規定は、熱中症対策実行計画の変更について準用する。

(熱中症警戒情報)

第十八条 環境大臣は、気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合として環境省令で定める場合に該当すると認めるときは、期間及び地域を明らかにして、当該被害の発生を警戒すべき旨の情報(第二十条において「熱中症警戒情報」という。)を公表し、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(次条第一項において「報道機関」という。)の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(熱中症特別警戒情報)

第十九条 環境大臣は、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合として環境省令で定める場合に該当すると認めるときは、期間、地域その他環境省令で定める事項を明らかにして、当該被害の発生を特に警戒すべき旨の情報(以下この節において「熱中症特別警戒情報」という。)を公表し、関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、関係市町村長(特別区の区長を含む。)にその旨を通知しなければならない。

3 市町村長(特別区の区長を含む。以下この節において同じ。)は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る事項を住民及び関係のある公私の団体に伝達しなければならない。

(調査及び協力)

第二十条 環境大臣は、気象に関する情報、熱中症による人の健康に係る被害に関する情報その他の情報を活用しつつ、熱中症警戒情報又は熱中症特別警戒情報を的確かつ迅速に発表するための調査を行うものとする。

2 気象庁長官は、熱中症警戒情報又は熱中症特別警戒情報を的確かつ迅速な発表に資するよう、環境大臣に対し、気象に関する情報の提供その他の必要な協力を行うものとする。

(指定暑熱避難施設)

第二十一条 市町村長は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、当該市町村の区域内に存する施設であって次に掲げる基準に適合するものを指定暑熱避難施設として指定することができる。

一 当該施設が、適当な冷房設備を有すること。

二 当該施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放することができることその他当該施設の管理方法が環境省令で定める基準に適合するものであること。

2 市町村長は、前項の規定により当該市町村以外の者が管理する施設を指定暑熱避難施設として指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。

3 市町村長は、第一項の規定により当該市町村以外の者が管理する施設を指定暑熱避難施設として指定したときは、当該指定暑熱避難施設の管理者との間において、次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

一 協定の目的となる指定暑熱避難施設(次号、第三号及び次条第一項第三号において「協定指定暑熱避難施設」という。)

二 協定指定暑熱避難施設を開放することができる日及び時間帯(次項及び第五項において「開放可能日等」という。)

三 協定指定暑熱避難施設の開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数

四 その他環境省令で定める事項

4 市町村長は、第一項の規定により当該市町村が管理する施設を指定暑熱避難施設として指定したとき、及び前項の規定により協定を締結したときは、指定暑熱避難施設の名称、所在地、開放可能日等及び開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数を公表しなければならない。

5 指定暑熱避難施設の管理者は、当該指定暑熱避難施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該熱中症特別警戒情報に係る第十九条第一項の期間のうち前項の規定により公表された開放可能日等において、当該指定暑熱避難施設を開放しなければならない。

6 第四項の規定は、同項の規定により公表した事項の変更について準用する。

第二十二条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による指定を取り消すものとする。

一 指定暑熱避難施設が廃止されたとき。

- 二 指定暑熱避難施設が前条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 協定指定暑熱避難施設について前条第三項の協定が廃止されたとき。
- 2 市町村長は、前項に規定する場合のほか、指定暑熱避難施設として指定する必要がないと認めるに至ったときは、前条第一項の規定による指定を取り消すことができる。
- 3 市町村長は、前二項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を公表しなければならない。

(熱中症対策普及団体)

第二十三条 市町村長は、一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他環境省令で定める法人であって、第三項各号に掲げる事業（以下この条において「熱中症対策普及事業」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、熱中症対策普及団体（以下この条及び次条において「普及団体」という。）として指定することができる。

- 一 職員、業務の方法その他の事項についての熱中症対策普及事業の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
- 二 個人に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置その他熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施するために必要な措置として環境省令で定める措置が講じられていること。
- 三 熱中症対策普及事業以外の事業を行っている場合には、その事業を行うことによって熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 前三号に定めるもののほか、熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施することができるものと認められること。
- 2 市町村長は、前項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしてはならない。
  - 一 第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。
  - 二 その役員のうち、この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けなくなった日から二年を経過しない者があること。
  - 3 普及団体は、次に掲げる事業を行うものとする。
    - 一 熱中症対策について、当該市町村の区域に所在する事業者及び当該市町村の住民に対する啓発活動及び広報活動を行うこと。
    - 二 熱中症対策について、当該市町村の住民からの相談に応じ、及び必要な助言を行うこと。
    - 三 前二号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における熱中症対策の推進を図るために必要な業務を行うこと。
  - 4 市町村長は、熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、普及団体に対し、その熱中症対策普及事業に関し報告をさせることができる。
  - 5 市町村長は、普及団体の熱中症対策普及事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該普及団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
  - 6 市町村長は、普及団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による指定を取り消すことができる。
    - 一 熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
    - 二 前項の規定による命令に違反したとき。
  - 7 普及団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第三項第二号に掲げる事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 8 第一項の規定による指定の手続その他普及団体に関し必要な事項は、環境省令で定める。

第二十四条 環境大臣及び関係地方公共団体は、普及団体に対し、その事業の実施に必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

#### 第四章 補則

(観測等の推進)

第二十五条 国は、科学的知見に基づき気候変動適応を推進するため、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価並びにこれらの調査研究並びに気候変動適応に関する技術開発を推進するよう努めるものとする。

(事業者及び国民の理解の増進)

第二十六条 国は、第二十四条に定めるもののほか、広報活動、啓発活動その他の気候変動適応の重要性に対する事業者及び国民の関心と理解を深めるための措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際協力の推進)

第二十七条 国は、気候変動等に関する情報の国際間における共有体制を整備するとともに、開発途上地域に対する気候変動適応に関する技術協力その他の国際協力を推進するよう努めるものとする。

(国の援助)

第二十八条 国は、地方公共団体の気候変動適応に関する施策並びに事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、情報の提供その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係行政機関等の協力)

第二十九条 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は地方公共団体の長に対し、資料の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。

#### 第五章 罰則

第三十条 第二十三条第七項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

#### 附 則 抄

##### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

##### （施行前の準備）

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第七条の規定の例により、気候変動適応計画を定めることができる。この場合において、環境大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた気候変動適応計画は、この法律の施行の日において第七条の規定により定められたものとみなす。

3 環境大臣は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成し、これを公表することができる。

4 前項の規定により作成された報告書は、この法律の施行の日において第十条の規定により作成されたものとみなす。

##### （検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

# 【国等による環境物品等の調達への推進等に関する法律】（グリーン購入法）

## 平成十二年法律第百号

### （目的）

第一条 この法律は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「環境物品等」とは、次の各号のいずれかに該当する物品又は役務をいう。

一 再生資源その他の環境への負荷（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）の低減に資する原材料又は部品

二 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品

三 環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務

2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であって、政令で定めるものをいう。

3 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

4 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

### （国及び独立行政法人等の責務）

第三条 国及び独立行政法人等は、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たっては、環境物品等への需要の転換を促進するため、予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択するよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、環境物品等への需要の転換を促進する意義に関する事業者及び国民の理解を深めるとともに、国、地方公共団体、事業者及び国民が相互に連携して環境物品等への需要の転換を図る活動を促進するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### （地方公共団体及び地方独立行政法人の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の事務及び事業に関し、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

### （事業者及び国民の責務）

第五条 事業者及び国民は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り環境物品等を選択するよう努めるものとする。

### （環境物品等の調達の基本方針）

第六条 国は、国及び独立行政法人等における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向

二 国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類（以下「特定調達品目」という。）及びその判断の基準並びに当該基準を満たす物品等（以下「特定調達物品等」という。）の調達の推進に関する基本的事項

三 その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項

3 環境大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国にあっては各省各庁の長、独立行政法人等にあってはその主務大臣をいう。以下同じ。）と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 前項の規定による各省各庁の長等との協議に当たっては、特定調達品目の判断の基準については、当該特定調達品目に該当する物品等の製造等に関する技術及び需給の動向等を勘案する必要があることにかんがみ、環境大臣が当該物品等の製造、輸入、販売等の事業を所管する大臣と共同して作成する案に基づいて、これを行うものとする。

5 環境大臣は、第三項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### （環境物品等の調達方針）

第七条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長（当該独立行政法人等が特殊法人である場合にあっては、その代表者。以下同じ。）は、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。

2 前項の方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定調達物品等の当該年度における調達の目標

二 特定調達物品等以外の当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

三 その他環境物品等の調達の推進に関する事項

3 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

（調達実績の概要の公表等）

第八条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、環境物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知するものとする。

2 前項の規定による環境大臣への通知は、独立行政法人等の長にあっては、当該独立行政法人等の主務大臣を通じて行うものとする。

（環境大臣の要請）

第九条 環境大臣は、各省各庁の長等に対し、環境物品等の調達の推進を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

（地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進）

第十条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。

2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあっては当該都道府県及び市町村の区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあっては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標について定めるものとする。この場合において、特定調達品目に該当する物品等については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努めるものとする。

3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、当該方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

（環境物品等の調達の推進に当たっての配慮）

第十一条 国、独立行政法人等、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、環境物品等であっても、その適正かつ合理的な使用に努めるものとし、この法律に基づく環境物品等の調達の推進を理由として、物品等の調達量の増加をもたらすことのないよう配慮するものとする。

（環境物品等に関する情報の提供）

第十二条 物品の製造、輸入若しくは販売又は役務の提供の事業を行う者は、当該物品の購入者等に対し、当該物品等に係る環境への負荷の把握のため必要な情報を適切な方法により提供するよう努めるものとする。

第十三条 他の事業者が製造し、輸入し若しくは販売する物品若しくは提供する役務について環境への負荷の低減に資するものである旨の認定を行い、又はこれらの物品若しくは役務に係る環境への負荷についての情報を表示すること等により環境物品等に関する情報の提供を行う者は、科学的知見を踏まえ、及び国際的取決めとの整合性に留意しつつ、環境物品等への需要の転換に資するための有効かつ適切な情報の提供に努めるものとする。

（国による情報の整理等）

第十四条 国は、環境物品等への需要の転換に資するため、前二条に規定する者が行う情報の提供に関する状況について整理及び分析を行い、その結果を提供するものとする。

（経過措置）

第十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第七条、第八条及び第十条の規定は、同年四月一日から施行する。

（検討）

2 政府は、環境物品等への需要の転換を促進する観点から、提供すべき環境物品等に関する情報の内容及び提供の方法、環境物品等に関する情報の提供を行う者の自主性を尊重しつつ適切な情報の提供を確保するための方策その他環境物品等に関する情報の提供体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 環境用語

## 【あ行】

### 一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)

常温、常圧では無色の気体。かすかな芳香と甘みがある。麻酔作用があり、笑気とも呼ばれる。二酸化炭素、メタン、クロロフルオロカーボン (CFC) などとともに代表的な温室効果ガスの一つである。温室効果の強さは二酸化炭素を 1 とすると、一酸化二窒素は約 100 倍である。物の燃焼や窒素肥料の施肥などが発生原因であると言われている。

### ウォームビズ

環境省が主導しているキャンペーンで、冬期における地球温暖化対策の一環として 2005 年秋から始まった。クールビズの秋・冬版で寒い時期に屋内で暖かい格好をして、暖房機器に頼りすぎずに働くビジネススタイルのこと。

### エコカー

エコロジーに関する技術がその車種を特徴づける要素のひとつとなっている自動車。環境によりやさしい技術が搭載された車。

### エコマーク

エコマークは、生産から廃棄に至るまでのライフサイクル全体を通して、環境負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルで、1989 年に財団法人日本環境協会によって制定された。

エコマークを使用するには、同協会との使用契約の締結が必要である。それには、各商品カテゴリーごとに定められた認定基準を満たし、エコマーク審査委員会からの認定を受けなければならない。

### SDGs

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略称。

2015 年 9 月、ニューヨーク国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」にて採択された成果文書。「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」。2030 年を目標年とし、人間、地球および繁栄のための行動計画として宣言された。17 の目標と 169 のターゲットからなっている。

### LED 照明

LED には、順方向に電流を流すと、電気エネルギーが直接光に変わり、発光するという特質を持っている。従来から一般的に利用されている白熱灯や蛍光灯のような光源と比較すると、構造が単純であるため破損しにくく、小型化が可能、長寿命であるといった長所がある。そのため、新しいタイプの照明として多方面で着目され、電灯や液晶ディスプレイのバックライトなど、様々な用途で普及が進んでいる。

### 温室効果

温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のこと。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほかフロンガスなど人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にある。京都議定書では、温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほか HFC 類、PFC 類、SF<sub>6</sub> が削減対象の温室効果ガスと定められた。

## 【か行】

### 化石燃料

石炭、石油、天然ガスなどのエネルギー源。燃焼により二酸化炭素を発生し、地球温暖化の主要な原因物質。

### 気候変動に関する国際連合枠組条約 (気候変動枠組条約)

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約。地球サミット直前の 1992 年 5 月 9 日

に採択され、同年6月の地球サミットの場で各国の署名のために開放された。日本は1992年に署名、1993年に批准。条約は、第23条の規定により50ヶ国目の批准があった90日後に当たる1994年3月21日に発効した。

2011年5月現在の締約国数は、195カ国+EU。条約事務局はドイツのボンにある。

条約においては、1) 締約国の共通だが差異のある責任、2) 開発途上締約国等の国別事情の勘案、3) 速やかかつ有効な予防措置の実施等の原則のもと、先進締約国に対し温室効果ガス削減のための政策の実施等の義務が課せられている。気候変動枠組条約の交渉会議には、最高意思決定機関である締約国会議(COP)の他、2つの常設の補助機関(SB)である、(1)実施に関する補助機関(SBI)と、(2)科学的、技術的な助言に関する補助機関(SBSTA)がある。

#### 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)

各国の研究者が政府の資格で参加し、気候変動のリスクや影響及び対策について議論するための公式の場として、国連環境計画(UNEP)及び世界気象機関(WMO)の共催により1988年11月に設置されたもの。目的は、地球温暖化に関する科学的な知見の評価、温暖化の環境的・社会経済的影響の評価、今後の対策のあり方の3つの課題について検討すること。IPCCは新たな研究を行うための機関ではなく、気候変動に関する科学技術文献をレビューして、評価することをその役割とする。

IPCCには3つの作業部会があり、第一作業部会(WG I)が気候変動の科学的な評価を担当し、第二作業部会(WG II)が気候変動による環境・社会・経済への影響評価を担当、また第三作業部会(WG III)は気候変動による影響の緩和策の策定を担当している。

数年おきに発行される評価報告書(Assessment Report)は、1990年8月に第一次評価報告書(FAR)、1995年に第2次評価報告書(SAR)、2001年に第3次評価報告書(TAR)、2007年に第4次評価報告書(AR4)、2014年に第5次評価報告書、(AR5)、2023年に第6次評価報告書が公表された。第7次評価報告書は、第1作業部会報告書(自然科学的根拠)、第2作業部会報告書(影響・適応・脆弱性)、第3作業部会報告書(気候変動の緩和)と、これらの完成後に知見を統合した「AR7統合報告書」が2029年に作成・公表される予定である。

#### 京都議定書

1997年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書。ロシアの締結を受けて発効要件を満たし、2005年2月に発効。2005年8月現在の締約国数は、152カ国と欧州共同体。なお、日本は1998年4月28日に署名、2002年6月4日に批准。

先進締約国に対し、2008-12年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を1990年比で、5.2%(日本6%、アメリカ7%、EU8%など)削減することを義務付けている。また、削減数値目標を達成するために、京都メカニズム(柔軟性措置)を導入。京都議定書の発効要件として、55カ国以上の批准、及び締結した附属書I国(先進国等)の1990年における温室効果ガスの排出量(二酸化炭素換算)の合計が全附属書I国の1990年の温室効果ガス総排出量(二酸化炭素換算)の55%以上を占めることを定めた。2001年に、当時の最大排出国である米国(36.1%)が経済への悪影響と途上国の不参加などを理由に離脱。結局、京都議定書は2005年2月16日に米、豪抜きで発効した。

#### グリーン購入

グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することをさす。

日本では、グリーン購入の取り組みを促進するために、1996年2月に企業・行政・消費者による緩やかなネットワークとしてグリーン購入ネットワーク(GPN)が設立された。また、2001年には国等によるグリーン調達を定めるグリーン購入法が制定されている。

GPNでは、環境負荷の少ない商品やサービスの市場形成を促し、持続可能な社会経済の構築に寄与することを目的として、グリーン購入にあたっての基本原則、ガイドラインの策定、シンポジウムや研究会の開催などの活動を通じてグリーン購入に関する啓発及び情報の収集、発信を行っている。

#### クールビズ

地球温暖化防止の一環として、夏のオフィスの冷房設定温度を省エネ温度の28度にし、それに合わせた軽装化する夏のビジネススタイルのこと。「ビズ」はビジネスの意味で、ここでは涼しく効率的

に働くことができるノーネクタイ・ノー上着といった新しいビジネススタイルの意味が盛り込まれている。2005年に環境省によって提唱され、05年10月末には、約100万世帯の1か月分の排出量に相当する約46万トン（二酸化炭素換算）分の二酸化炭素が削減できたとされる。

## クロロフィル

植物の葉緑体やシアノバクテリアに含まれる光合成に関与する緑色色素。一般には葉緑素と言われてきた。クロロフィル a、b、c およびバクテリオクロロフィルの4種類がある。

クロロフィル a はほとんどの植物に含まれているが、水域ではその濃度が植物プランクトンの量を示すこととなるので、さまざまな環境指標として用いられる。たとえば、植物プランクトンの餌となる無機塩類が多ければ、植物プランクトンが増えクロロフィル a 濃度が高くなるため、水質汚濁の指標となる。

クロロフィルは可視領域において強い吸光特性を持っており、その吸収極大波長や吸光係数はクロロフィルの種類によって異なる。そこで前処理によって得た検液を吸光光度法により波長 665nm 付近の各吸光度を測定することによってクロロフィル a を定量する。海域における7-9月の成層期における富栄養域では1-10mg/m<sup>3</sup>である。

## 【さ行】

### 循環型社会

20世紀の後半に、地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉として使われるようになった。2000年に日本は循環型社会をめざす「循環型社会形成推進基本法」を制定した。同法は、循環型社会を「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義した。同法は、循環型社会を構築する方法として、(1)ごみを出さない、(2)出たごみはできるだけ利用する、(3)どうしても利用できないごみはきちんと処分するの3つを提示している。真の循環型社会とは何か、それはいかにすれば実現できるかが今後の最大の課題となっている。

### 再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。

具体的には、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指し、いわゆる新エネルギーに含まれる。

化石燃料や原子力エネルギーの利用は、大気汚染物質や温室効果ガスの排出、また廃棄物の処理等の点で環境への負荷が大きいことから注目されはじめた。一方で、エネルギー密度が低く、コスト高や不安定性、また現在の生活様式を継続する中でエネルギー需要をまかないきれものではないなどの欠点もある。

ドイツでは2000年の4月に再生可能エネルギー法（REL）が施行され、一次エネルギー消費および電気の消費において再生可能なエネルギーの割合を2050年までに50%に引き上げることが目標として掲げられている。日本では「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（代エネ法）」、「長期エネルギー需給見通し」及び「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）」がエネルギー政策として施行され、再生可能エネルギーの占める割合を増大させるとしているが、まだまだ不十分との指摘も強い。

### 三フッ化窒素（NF<sub>3</sub>）

化学式 NF<sub>3</sub> で表される無機化合物。この窒素-フッ素化合物は無色、有毒、無臭、不燃性、助燃性の気体である。半導体化学でエッチングガスとして使われるため、使用は増加傾向にある。

## 【た行】

### 太陽光発電

自然エネルギーを利用した発電方式のうち、太陽光を利用した発電方式を、太陽光発電という。

太陽エネルギーの利用には、熱を利用する温水器のシステムと、太陽電池を使い、太陽光を電気に

変換して利用する太陽光発電があり、これらは区別して理解する必要がある。太陽光発電は電力に変換するため、汎用性が高く、また、太陽光さえ得られればどこでも発電できるというメリットを持つため、早くから注目されてきた。しかし、太陽電池が高価であること、国際規格がまだ完全に標準化されていないことから、課題を持ちつつも、今後、さらに推進が期待される発電方式である。

現在、日本では、国内規格である JIS と、International Electrotechnical Commission (IEC 国際電気標準会議) の調整が図られている。

## 地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地球表面の温度が上昇すること。

通常、太陽からの日射は大気を素通りして地球表面で吸収され、そして、加熱された地球表面から赤外線形で放射された熱 (輻射熱) が温室効果ガスに吸収されることによって、地球の平均気温は約 15℃ に保たれている。仮にこの温室効果ガスがないと地球の気温は -18℃ になってしまうといわれている。

ところが、近年産業の発展による人間活動により、温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことで、地球規模での気温上昇 (温暖化) が進んでいる。海面上昇、旱魃などの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。

温室効果ガスの濃度上昇の最大の原因は、石炭、石油等の化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長している。

## 地球温暖化対策の推進に関する法律

1997 年の京都議定書の採択を受けて、1998 年に策定・公布された議定書内容の実施のための国内法。

国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたものであり、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図るもの。

この法律に基づき、地球温暖化対策推進大綱が策定され、京都議定書の発効の際に京都議定書目標達成計画に改定された。また、推進組織として全国地球温暖化防止活動推進センター及び地域地球温暖化防止活動推進センター等の規定が置かれたほか、温室効果ガス削減にかかる割当量口座簿等の整備が図られた。

2021 年改正まで 7 回にわたり改正され、直近改正では 2050 年カーボンニュートラルを基本理念として法に位置づけるとともに、その実現に向けて地域の再エネを活用した脱炭素化の取組等が定められた。

## 低公害車

人の健康や環境に有害な影響を与える物質の排出量を低減させた自動車。排出する環境負荷物質の低減率に応じて U-LEV (超低公害車)・SU-LEV (極超低公害車) などの分類がある。低公害車。低排出ガス車。

## 低炭素社会

深刻化する気候変動問題を背景に、国際社会では 1992 年に国連気候変動枠組み条約が採択され、さらに 1997 年にはそれを強化するための京都議定書が採択された。これらを契機に二酸化炭素の排出削減を 中心とする各国の対策が進んできたが、その過程で、「低炭素社会」の構築という言葉が使われはじめた。

日本では、2008 年版の環境白書の総説に「低炭素社会の構築に向け転換期を迎えた世界と我が国の取組」というテーマが掲げられ、同年 7 月に「低炭素社会づくり行動計画」が閣議決定されたことなどを契機に、この言葉が一般化した。もとより、温室効果ガスの削減という意味では、フロン類など二酸化炭素やメタン以外の対策も必要ではあるものの、低炭素社会づくりという場合、気候変動の安定化をめざした社会づくりという一般的な意味とほぼ同義で使われている場合が多い。また、脱炭素社会という言い方もあるが、ほぼ同義で使われている場合と、より厳しい二酸化炭素の削減が必要という意味で使われている場合とがある。

## トップランナー方式

電気製品などの省エネ基準や自動車の燃費・排ガス基準を、市場に出ている機器の中で最高の効率のレベルに設定すること。

日本では、1999年4月に施行された「改正省エネ法」において導入された。改正省エネ法では、この基準に達していない製品を販売し続ける企業は、ペナルティーとして社名と対象製品を公表、罰金を科されることになった。

## 【な行】

### 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)

石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生する。地球大気中での濃度は微量であるが、温室効果を持ち、地球の平均気温を15℃前後に保つのに寄与してきた。

大気中濃度は、産業革命以前280ppm程度であったが、産業革命以降、化石燃料の燃焼、吸収源である森林の減少などによって、年々増加し、今日では370ppm程度にまで上昇した。なおも増加しており、地球温暖化の最大の原因物質として問題になっている。

### ネット・ゼロ・エネルギービル (ZEB)

先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のことです。

## 【は行】

### ハイドロフルオロカーボン (HFC)

フルオロカーボン(フロン)の一種。塩素を含まずオゾン層を破壊しない。代替フロンの一つとして使用されるが、強い温室効果をもたらすため、削減が進められている。ハイドロフルオロカーボン。

### パーフルオロカーボン (PFC)

炭化水素の水素原子をすべてフッ素原子に置き換えたものの総称。半導体基板の洗浄剤や代替フロンとして用いられる。非常に強力な温室効果ガスであるため、厳重な排出規制がなされる。酸素や二酸化炭素をよく溶解する性質があり、人工血液としても利用される。ペルフルオロカーボン。PFC。

## パリ協定

2015年11月30日から12月13日までフランスのパリ郊外で開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された気候変動に関する国際条約。2016年11月4日に発効。

その内容の第1は、協定全体の目的とし、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して「2℃よりも十分に低く」抑え(2℃目標)、さらに「1.5℃に抑えるための努力を追求すること(1.5℃目標)」としていることである。第2の長期目標として、今世紀後半に、世界全体の人為的温室効果ガス排出量を、人為的な吸収量の範囲に収めるという目標を掲げている。これは人間活動による温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにする目標である。さらに、継続的・段階的に国別目標を引き上げる仕組みとして、5年ごとの見直しを規定している。

各国は、既に国連に提出している2025年/2030年に向けての排出量削減目標を含め、2020年以降、5年ごとに目標を見直し・提出する。その際には、2025年目標を掲げている国は2030年目標を提出し、2030年目標を持っている国は、再度目標を検討する。5年ごとの目標の提出の際には、原則として、それまでの目標よりも高い目標を掲げることとされている。

各国は気候変動の悪影響に対する適応能力と耐性を強化し、長期目標達成を念頭に置いた温室効果ガスの排出の少ない発展戦略を策定し2020年までに提出することが求められている。各国の削減目標に向けた取り組みや他国への支援については、定期的に計測・報告し、国際的な検証をしていくための仕組みが作られており、これは実質的に各国の取り組みを促す仕掛けである。

## 【ま行】

### メタン (CH<sub>4</sub>)

融点-184℃、沸点-164℃の無色の可燃性気体。化学式は、CH<sub>4</sub>。天然ガスの主成分であり、また、有機物が嫌気状態で腐敗、発酵するときに生じる。

有機性の廃棄物の最終処分場や、沼沢の底、家畜の糞尿、下水汚泥の嫌気性分解過程などから発生する。

温室効果ガスのうち、原因の約 6 割を占める二酸化炭素に次いで、約 2 割の影響を及ぼす。また単位量あたりの温室効果は二酸化炭素の約 20 倍と大きく、回収し、エネルギー源として利用するための研究が続けられている。

中国や東南アジアなど温暖な地域では、古くから家畜糞尿などを原料にした嫌気発酵によって生成するメタン（いわゆるバイオガス）を煮炊きなどに使ってきた。近年は、日本においても有機性廃棄物の処理および温暖化防止の観点から、メタン発酵を利用した処理プラントの導入事例が多数みられるようになってきている。

#### 【ら行】

##### 六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）

融点-50.7℃、昇華点-63℃で、1 個の硫黄原子（S）と 6 個の弗素原子（F）からなる無色無臭の気体。空気を 1 としたときの比重は約 5.1 。

熱的、化学的に安定で、耐熱性、不燃性、非腐食性に優れているため、変圧器などに封入される電気絶縁ガスとして使用されるほか、半導体や液晶の製造工程でも使われている。

地球温暖化係数が 23,900 と大きく大気中の寿命が長いため、京都議定書で定められた 6 つの温室効果ガスのひとつとして位置付けられ、地球温暖化防止対策推進法における排出抑制対象ガスのひとつになっている。

出典： EIC ネット環境用語集（一般財団法人環境イノベーション情報機構）、weblio 辞書、  
温暖化用語集（JCCCA 全国地球温暖化防止活動推進センター）、ZEB に関する用語集（環境省）